

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

1.1 整備の基本方針

これからの海岸保全施設の整備については、防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的な事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域毎の整備内容を定める。

ここに示す整備内容は、代表堤防高など一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性・維持管理等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。

なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

<整備内容、整備図で示す事項>

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象区域)は、「第2章 2.2. 海岸保全の目標」で定めた内容について、海岸保全施設の高さが不足している、砂浜が侵食している等、海岸保全施設整備の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。なお、施設種類に関しては現時点での想定であり、対策工の検討の結果により変更になる場合もある。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

備考

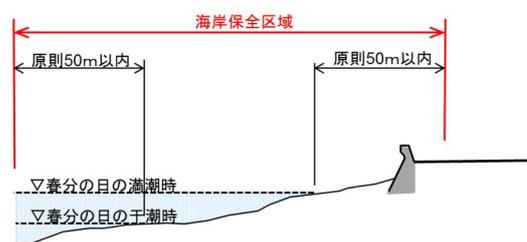
・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50 cm単位で表示)

・「海岸保全区域」の考え方



1. 2 整備内容

ゾーン	地域海岸名	配置						種類	受益地域			備考		
		区域			規模				地域	状況				
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	H27.12計画					R8.3計画			
				代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠							
神奈川県 境～川奈崎	熱海港	1	熱海港海岸	伊豆山	310	9.0	高潮	9.0	高潮	護岸	熱海市	伊豆山	有料道路	
		2	熱海港海岸	渚	3,110	7.0 ~ 8.5	高潮、津波	8.5	高潮、津波	護岸、堤防、胸壁	熱海市	渚	住宅地(密集) 商業・業務用地	
		3	熱海港海岸	多賀	2,800	7.0 ~ 9.0	津波	9.0	津波	護岸、堤防	熱海市	多賀	山林・荒地等 住宅地(密集)	
		4	網代漁港海岸	網代	1,440	6.0 ~ 8.0	津波、高潮	10.0	高潮	堤防、胸壁、陸閉	熱海市	網代	山林・荒地等 住宅地(密集) 漁村(過密)	※30年確率波採用
		5	初島漁港海岸	初島	470	7.0 ~ 8.0	高潮、津波	9.0	高潮	護岸、陸閉	熱海市	初島	山林・荒地等 商業業務用地	※30年確率波採用
		6	宇佐美漁港海岸	宇佐美	2,820	9.0 ~ 12.0	津波	12.0	津波	護岸、胸壁、堤防	伊東市	宇佐美	山林・荒地等 住宅地(密集) 公園・緑地・商業地・道路等	
		7	伊東港海岸	湯川・松原	3,510	7.5	津波	8.0	高潮、津波	護岸、胸壁	伊東市	湯川・松原	住宅地(密集) 商業・業務用地 公園・緑地等	
		8	伊東港海岸	新井	1,580	7.5	津波	8.5	高潮	護岸、堤防	伊東市	新井	住宅地(密集) 商業・業務用地	
		9	伊東港海岸	川奈	1,900	5.5 ~ 6.5	津波	7.0	津波	護岸、胸壁	伊東市	川奈	山林・荒地等	
川奈崎 ～爪木崎	富戸大川	10	八幡野漁港海岸	八幡野	220	9.5	高潮	9.5	高潮	堤防、胸壁	伊東市	八幡野	山林・荒地等 住宅地(密集)	※30年確率波採用
		11	赤沢漁港海岸	赤沢	130	6.5	津波	7.5	高潮	護岸	伊東市	赤沢	住宅地(点在) 漁港	
		12	大川漁港海岸	大川	-	-	津波	6.5	高潮、津波	-	東伊豆町	大川	道路 住宅地(点在)	※30年確率波採用
	稲取河津	13	北川漁港海岸	北川	550	8.0	高潮	10.5	高潮	護岸、陸閉	東伊豆町	北川	道路 商業・業務用地	※30年確率波採用
		14	東伊豆海岸	熱川・高磯	1,560	7.0 ~ 8.5	高潮、津波	8.5	高潮、津波	護岸	東伊豆町	熱川・高磯	商業・業務用地	
		15	片瀬漁港海岸	片瀬	840	7.5	高潮	8.0	高潮	護岸、陸閉	東伊豆町	片瀬	山林・荒地等 住宅地(密集) 商業・業務用地	※30年確率波採用
		16	白田漁港海岸	白田	290	7.0 ~ 7.5	高潮	7.5	高潮	護岸、胸壁、陸閉	東伊豆町	白田	住宅地(密集)	※30年確率波採用
		17	稲取漁港海岸	新田	650	5.5 ~ 6.5	高潮、津波	7.0	高潮、津波	護岸、胸壁	東伊豆町	新田	山林・荒地等 道路	
		18	稲取漁港海岸	材木田	610	5.5 ~ 7.0	津波	8.0	高潮	胸壁	東伊豆町	材木田	住宅地(密集)	
		19	稲取漁港海岸	東	340	6.5 ~ 8.0	高潮	8.0	高潮	護岸、堤防、陸閉	東伊豆町	東	道路	※30年確率波採用
		20	稲取漁港海岸	志津摩	670	6.5	高潮	9.5	高潮	護岸、堤防、陸閉	東伊豆町	志津摩	農地 商業・業務用地 道路	
		21	下河津漁港海岸	見高・浜・谷津	2,060	5.5	津波	7.0	高潮、津波	護岸	河津町	見高・浜・谷津	農地、住宅	※30年確率波採用
		22	白浜漁港海岸	白浜	-	-	津波	8.5	高潮	-	下田市	白浜	住宅	
外浦	23	外浦漁港海岸	外浦	370	6.0	津波	6.5	津波	護岸	下田市	外浦	住宅地(密集)		

※「T.P.の値については測量成果2024の標高改訂前の値」

ゾーン	地域海岸名	配置							種類	受益地域			備考
		区域			規模					地域	状況		
		番号	海岸名	地区名	延長 (m)	H27.12計画		R8.3計画					
						代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)		採用根拠			
爪木崎 ～田子湾	須崎	24	須崎漁港海岸	須崎	1,170	8.0	津波	9.0	津波	護岸	下田市 須崎	住宅地(密集)	
	下田	25	下田港海岸	柿崎	1,670	4.0	津波	5.0	津波	堤防、護岸	下田市 柿崎	住宅地(密集)	
		26	下田港海岸	武方浜	380	4.0	津波	5.0	津波	堤防	下田市 武方浜	住宅地(密集)	
	27	下田港海岸	大浦	970	11.0	津波	11.5	津波	堤防	下田市 大浦	山林・荒地等 住宅地(密集) 公園・緑地等		
吉佐美	28	吉佐美漁港海岸	多々戸、入田	820	13.5	津波	14.0	津波	護岸	下田市 多々戸、入田	山林・荒地等 住宅地(点在)		
	29	吉佐美海岸	前磯、喜背谷	330	13.5	津波	14.0	津波	堤防	下田市 前磯、喜背谷	住宅地(点在)		
田牛	30	田牛漁港海岸	田牛	440	11.0	津波	12.0	津波	護岸	下田市 田牛	住宅地(密集)		
手石	31	手石港海岸	湊・手石	1,040	8.0 ~ 8.5	津波	8.5	津波	堤防	南伊豆町 湊・手石	住宅地(点在)		
下流	32	小稲漁港海岸	小稲	340	7.0	津波	8.0	津波	堤防	南伊豆町 小稲	住宅地(密集)		
	33	下流漁港海岸	下流	710	9.0	津波	9.5	津波	護岸、陸開	南伊豆町 下流	住宅地(密集)		
	34	大瀬漁港海岸	大瀬	500	9.0	津波	9.5	津波	護岸	南伊豆町 大瀬	住宅地(点在)、公共施設		
石廊崎	35	石廊崎漁港海岸	本瀬	-	-	津波	9.0	高潮、津波	-	南伊豆町 本瀬	住宅地(点在)	※30年確率波採用	
三坂	36	三坂漁港海岸	中木	280	12.5	津波	13.5	津波	護岸、胸壁、陸開	南伊豆町 中木	住宅地(密集)、道路、船揚場		
	37	三坂漁港海岸	入間	380	12.5	津波	13.5	津波	護岸	南伊豆町 入間	住宅地(密集)		
南伊豆吉田	38	南伊豆海岸	吉田	270	12.0	津波	12.5	津波	堤防、水門	南伊豆町 吉田	農地・山林・荒地等 住宅地(点在)		
妻良	39	妻良漁港海岸	妻良	180	6.0	津波	6.5	津波	護岸、陸開	南伊豆町 妻良	住宅地(密集)		
	40	妻良漁港海岸	子浦	490	6.0	津波	6.5	津波	護岸、胸壁、水門、陸開	南伊豆町 子浦	住宅地(密集)		
	41	伊浜漁港海岸	落居	540	16.0	津波	16.0	津波	護岸	南伊豆町 落居	山林・荒地等 住宅地(密集)		
	42	伊浜漁港海岸	伊浜	1,320	16.0	津波	16.0	津波	護岸	南伊豆町 伊浜	山林・荒地等 農地、住宅地(点在)		
	43	伊浜海岸	伊浜	660	16.0	津波	16.0	津波	堤防、水門	南伊豆町 伊浜	山林・荒地等		
雲見	44	雲見漁港海岸	雲見	220	10.0	津波	10.5	津波	堤防、水門	松崎町 雲見	住宅地(密集)		
石部	45	石部漁港海岸	石部	330	12.5	津波	12.5	津波	護岸、水門、陸開	松崎町 石部	住宅地(密集)		
岩地	46	岩地漁港海岸	岩地	660	14.0	津波	14.5	津波	堤防、陸開	松崎町 岩地	住宅地(密集)		
松崎	47	松崎海岸	松崎	720	11.0	津波	11.5	津波	堤防、胸壁、水門、陸開	松崎町 松崎	住宅地(密集) 商業・業務用地		
	48	仁科漁港海岸	大浜	580	11.0	津波	11.5	津波	護岸、水門、陸開	西伊豆町 大浜	住宅地(密集)		
	49	仁科漁港海岸	安城	50	11.0	津波	11.5	津波	護岸	西伊豆町 安城	道路 住宅地(点在)		
	50	仁科漁港海岸	浜	560	8.0	津波	8.5	津波	護岸、水門、陸開、堤防	西伊豆町 浜	住宅地(密集) 商業・業務用地		
	51	仁科漁港海岸	鍛冶屋浜	110	8.0	津波	8.5	高潮、津波	護岸	西伊豆町 鍛冶屋浜	斜路	※30年確率波採用	
	52	仁科漁港海岸	乗浜	370	8.0	津波	8.5	津波	護岸	西伊豆町 乗浜	商業・業務用地		
田子	53	田子漁港海岸	本宮	-	-	津波	7.5	津波	-	西伊豆町 本宮	道路 住宅地(点在)		
	54	田子漁港海岸	井田子	550	7.5	津波	7.5	津波	護岸、水門、陸開	西伊豆町 井田子	住宅地(密集) 商業・業務用地		
	55	田子漁港海岸	大田子	670	7.5	津波	7.5	津波	護岸、水門、陸開	西伊豆町 大田子	住宅地(密集)		

※「T.P.の値については測量成果2024の標高改訂前の値」

ゾーン	地域海岸名	配置						種類	受益地域		備考		
		区域			規模				地域	状況			
		番号	海岸名	地区名	延長 (m)	H27.12計画						R8.3計画	
						代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠					代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)	採用根拠
田子湾 ～大瀬崎	安良里	56	安良里漁港海岸	網屋崎	440	9.0	津波	9.0	津波	護岸	西伊豆町 網屋崎	住宅地(密集)	
		57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	640	5.5	津波	6.0	津波	胸壁、護岸、水門、陸開	西伊豆町 浜川・浦上	住宅地(密集)	
		58	安良里漁港海岸	坂本	470	9.0	津波	9.0	津波	堤防、水門、陸開	西伊豆町 坂本	住宅地(密集)	
宇久須	宇久須	59	宇久須港海岸	宇久須	1,020	8.5	津波	9.0	津波	堤防、胸壁、水門、陸開	西伊豆町 宇久須	住宅地(密集)	
		60	宇久須港海岸	深田	530	8.5	津波	9.0	津波	護岸	西伊豆町 深田	公園・緑地等	
八木沢 小下田	八木沢 小下田	61	小下田漁港海岸	米崎	110	7.5	津波	10.0	高潮	護岸、陸開	伊豆市 米崎	山林・荒地等 住宅地(点在)	※30年確率波採用
		62	小下田漁港海岸	清藤	370	7.5	津波	10.0	高潮	護岸、陸開	伊豆市 清藤	農地 住宅地(点在)	※30年確率波採用
		63	八木沢漁港海岸	西浜	690	7.5	津波	8.5	高潮	護岸、胸壁、陸開	伊豆市 西浜	住宅地(密集)	※30年確率波採用
		64	八木沢漁港海岸	八木沢	60	7.5	津波	7.5	津波	胸壁、陸開	伊豆市 八木沢	住宅地(密集)	
		65	八木沢漁港海岸	小池	680	7.5	津波	7.5	津波	護岸、胸壁、陸開	伊豆市 小池	山林・荒地等 道路 住宅地(密集)	
土肥	土肥	66	土肥港海岸	屋形	930	9.0	津波	9.0	津波	堤防、護岸、水門、陸開	伊豆市 屋形	住宅地(密集) 商業・業務用地	
		67	土肥港海岸	大藪	520	9.0	津波	9.0	津波	堤防、胸壁、陸開	伊豆市 大藪	住宅地(密集)	
		68	土肥港海岸	小土肥	460	9.0	津波	9.0	津波	堤防、水門、陸開	伊豆市 小土肥	農地 住宅地(点在)	
戸田	戸田	69	戸田漁港海岸	御浜	1,580	5.5 ~ 6.0	津波	6.0	津波	堤防	沼津市 御浜	公園・緑地等	
		70	戸田漁港海岸	大浦	1,760	5.5	津波	6.0	津波	胸壁、陸開	沼津市 大浦	山林・荒地等 住宅地(点在)	
		71	戸田漁港海岸	中島	530	5.5	津波	6.0	津波	胸壁、陸開	沼津市 中島	住宅地(密集)	
		72	戸田漁港海岸	沢海	920	5.5	津波	6.0	津波	堤防	沼津市 沢海	住宅地(点在)	
		73	井田漁港海岸	井田	730	6.0	津波	6.5	高潮、津波	堤防、護岸	沼津市 井田	農地 住宅地(点在)	※30年確率波採用

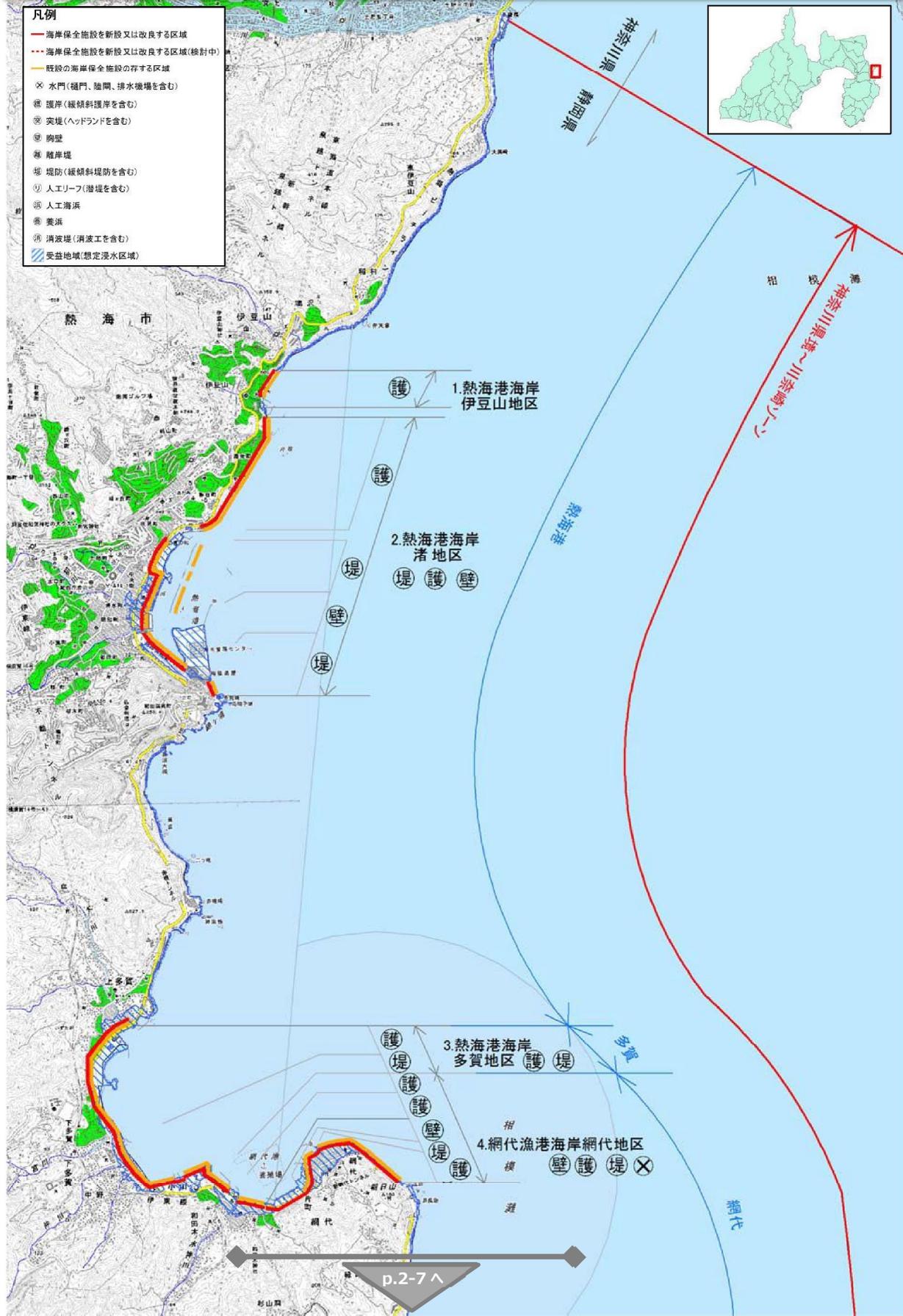
※「T.P.の値については測量成果2024の標高改訂前の値」

1. 3 整備図

伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No1～4)

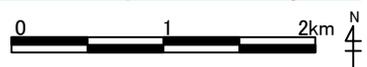
1/13



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

2-5

1:50,000

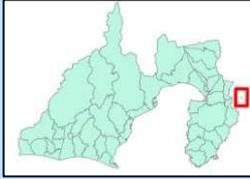


p.2-7 へ

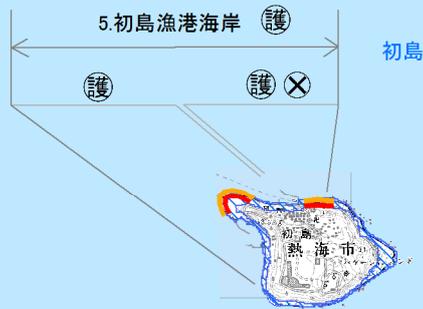
伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No5)

2/13



- 凡例
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸隔、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)



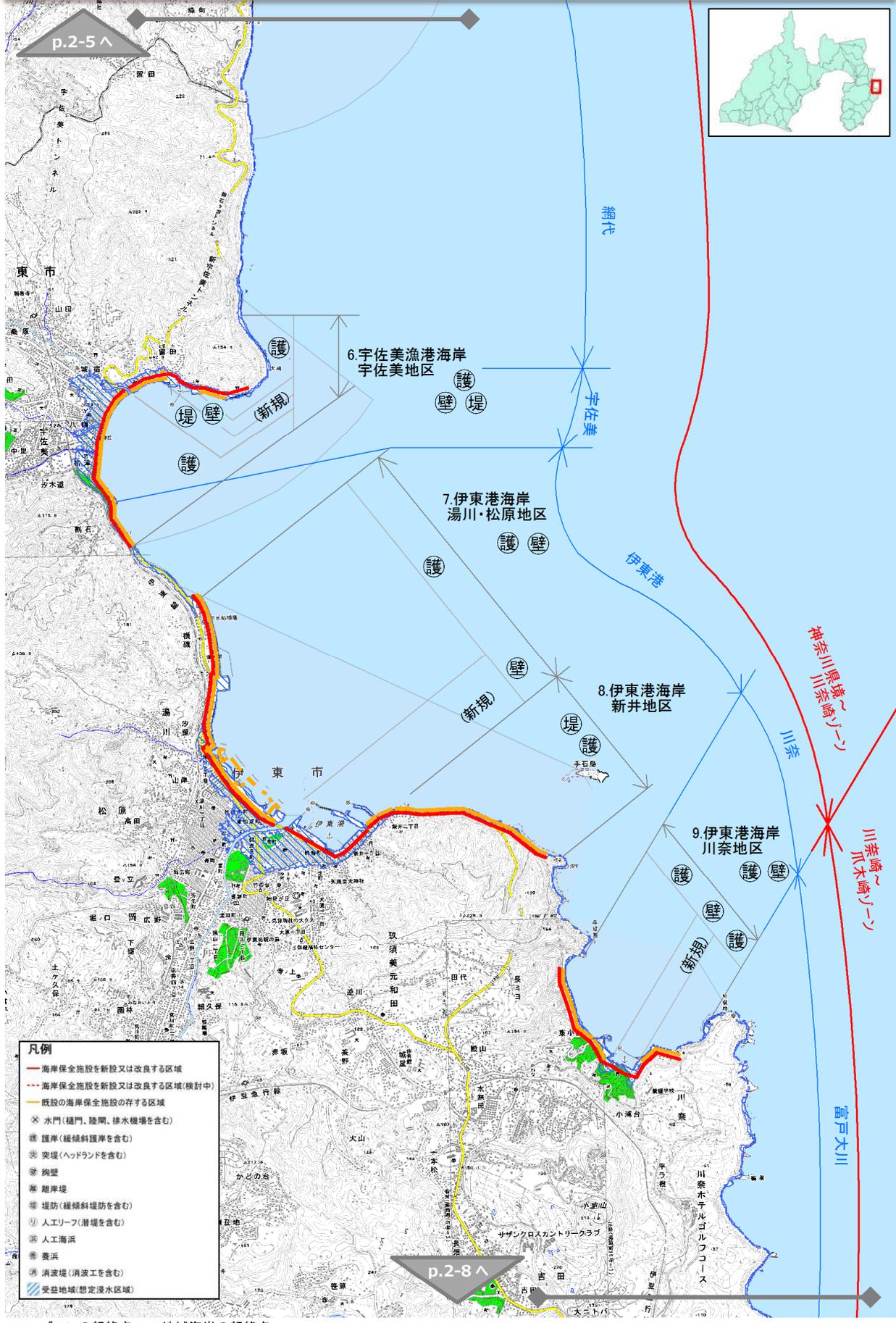
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No6～9)

3/13



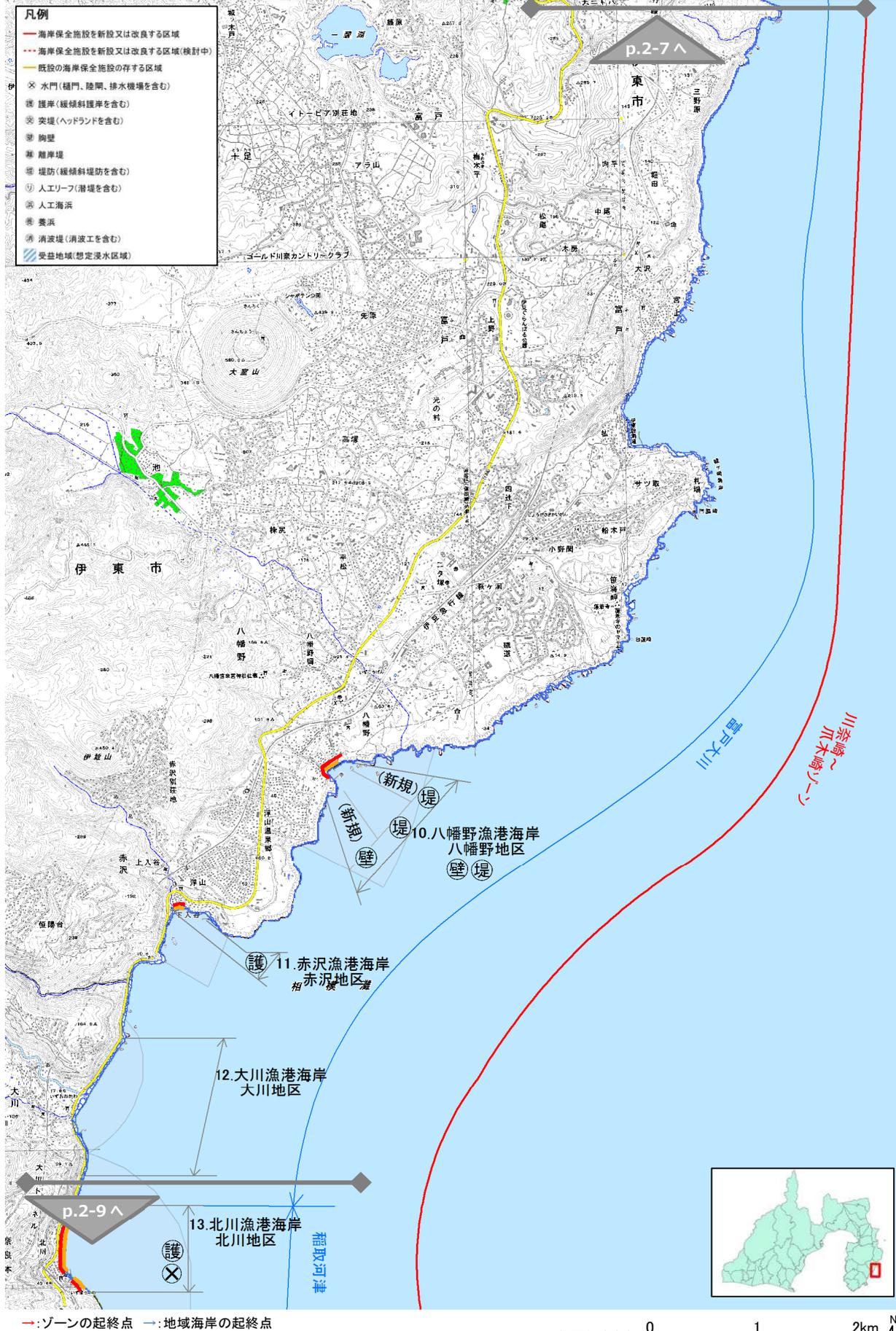
- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存在する区域
 - ⊗ 水門(縦門、陸門、排水機を含む)
 - ▨ 護岸(縦傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊕ 胸壁
 - 離岸堤
 - ▨ 堤防(縦傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊙ 人工海浜
 - ⊙ 養浜
 - ▨ 消波堤(消波工を含む)
 - ▨ 受益地域(想定浸水区域)

→:ゾーンの起終点 -:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎~爪木崎ゾーン : 海岸 No10~13)



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
 - ≡ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊕ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ≡ 離岸堤
 - ≡ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ≡ 養浜
 - ≡ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

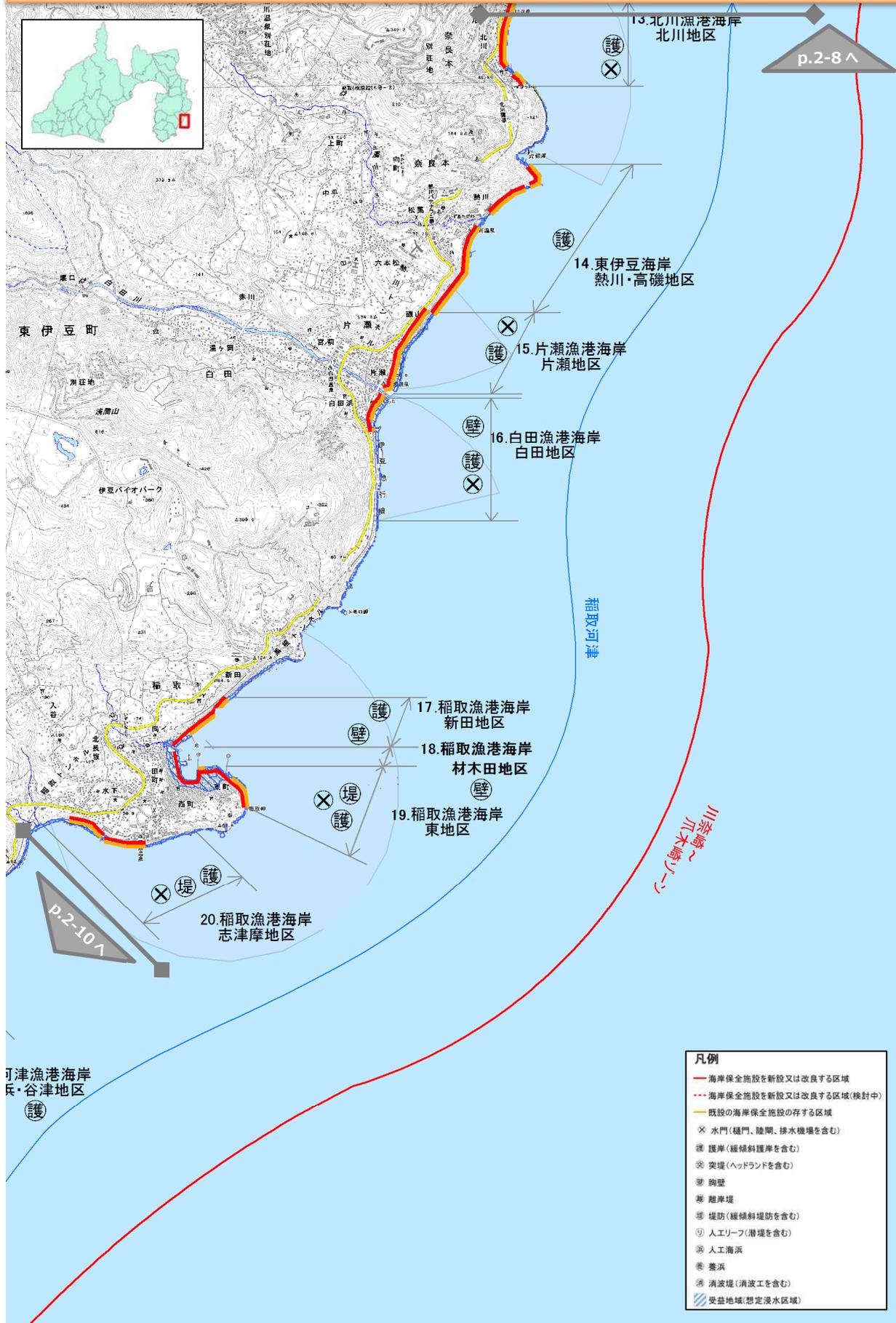
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No14～20)

5/13



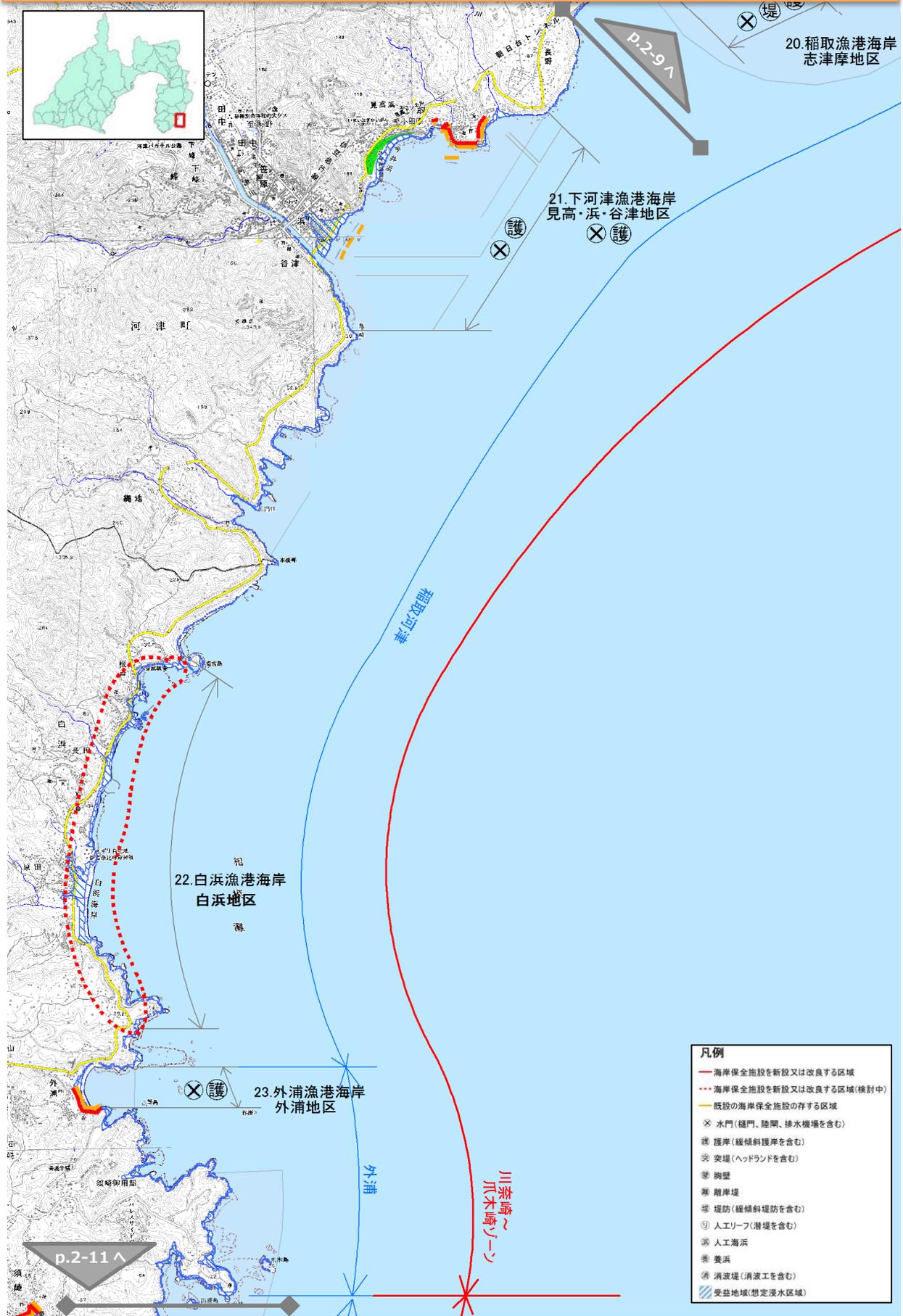
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No21～23)

6/13



凡例	
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域
---	海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
—	既設の海岸保全施設の存する区域
⊗	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
⊕	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊖	胸壁
⊛	離岸堤
⊞	堤防(緩傾斜堤防を含む)
⊟	人工リーフ(潜堤を含む)
⊠	人工海浜
⊡	養浜
⊢	消波堤(消波工を含む)
⊣	受益地域(想定浸水区域)

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

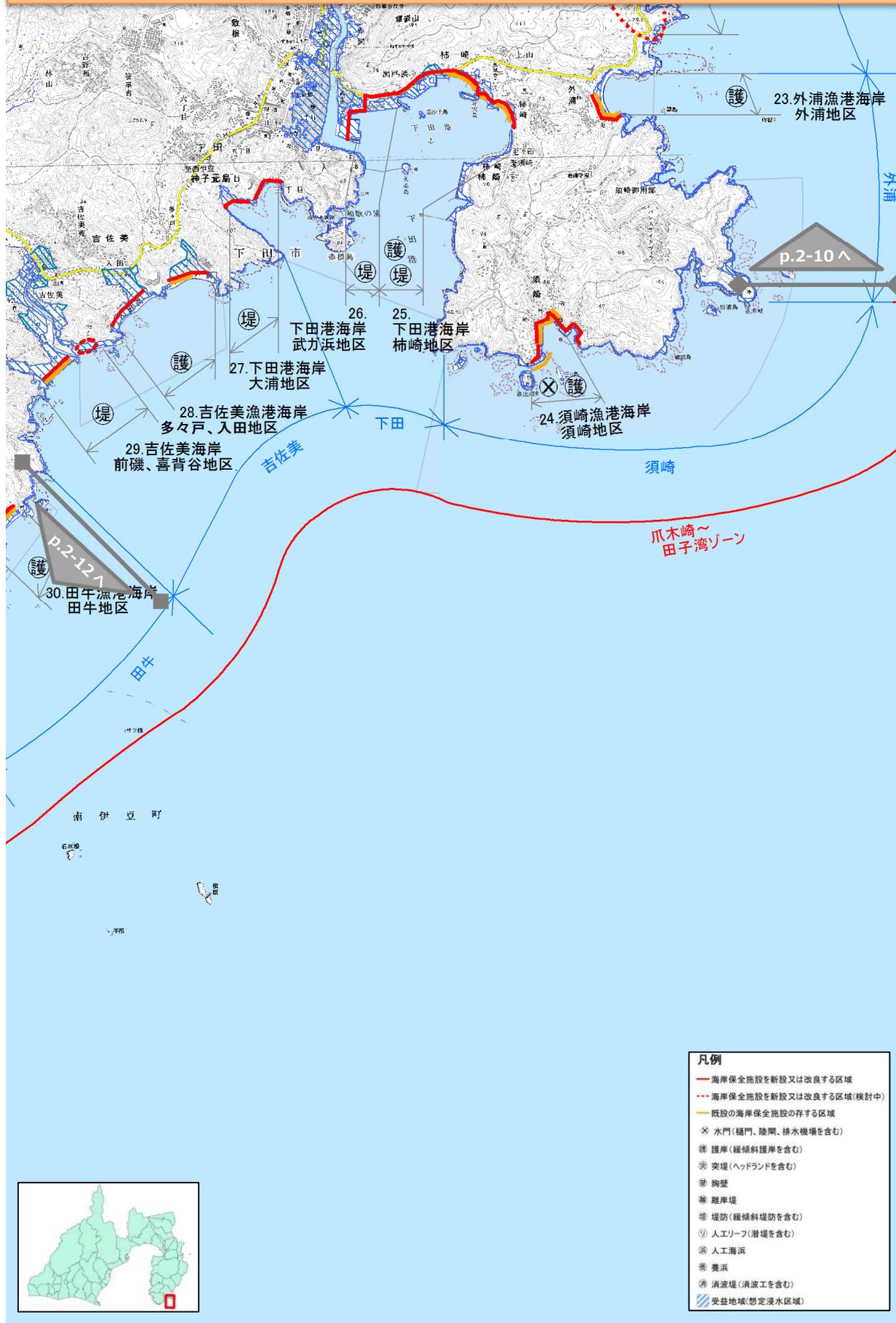
2-10



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No24～29)

7/13



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

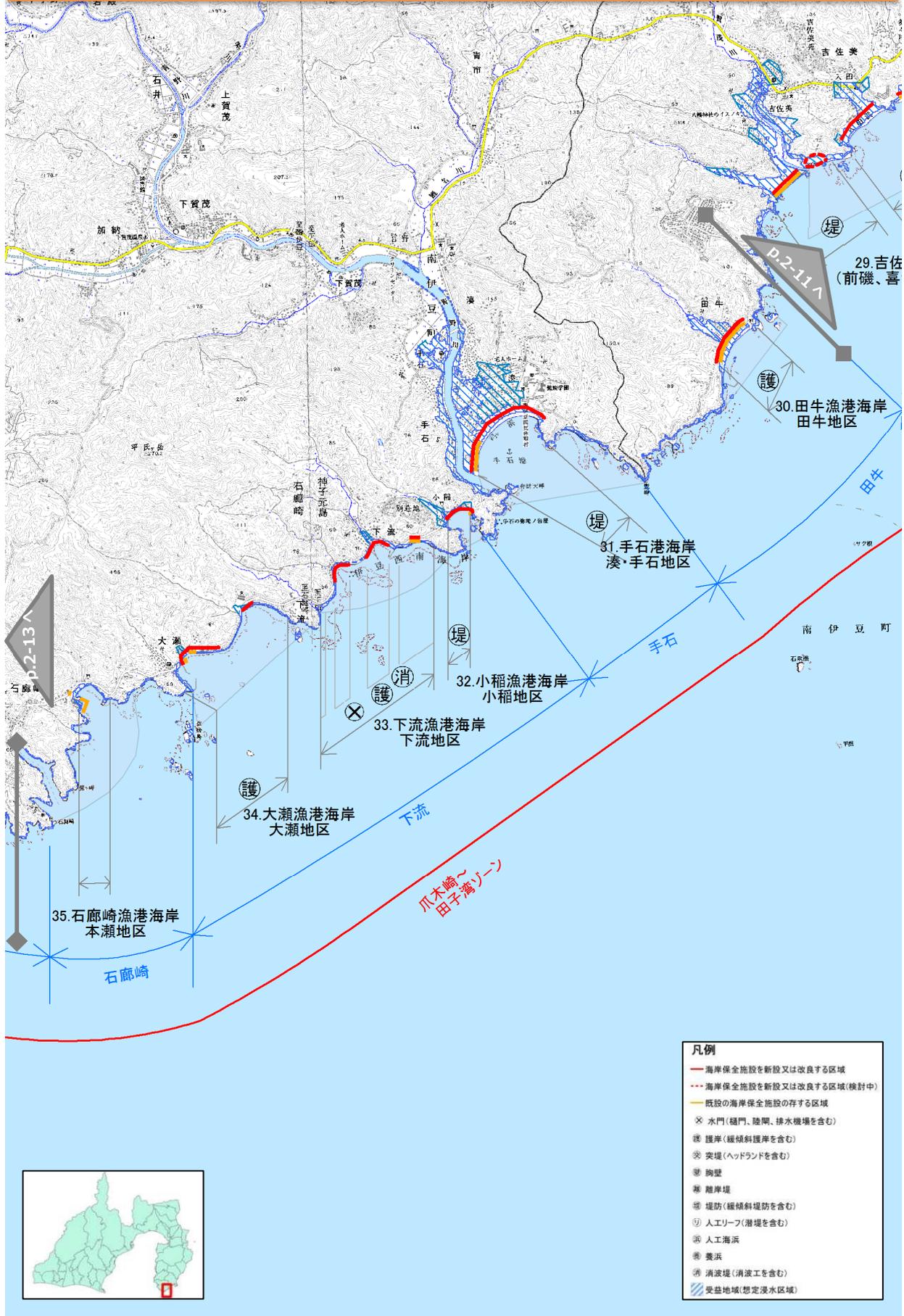


凡例	
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域
- - -	海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
—	既設の海岸保全施設の存する区域
⊗	水門(樋門、陸開、排水機場を含む)
⊕	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊖	胸壁
⊗	離岸堤
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
①	人工リーフ(潜堤を含む)
⊖	人工海浜
⊖	養浜
⊖	消波堤(消波工を含む)
⊖	受益地域(想定浸水区域)

伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No30～35)

8/13



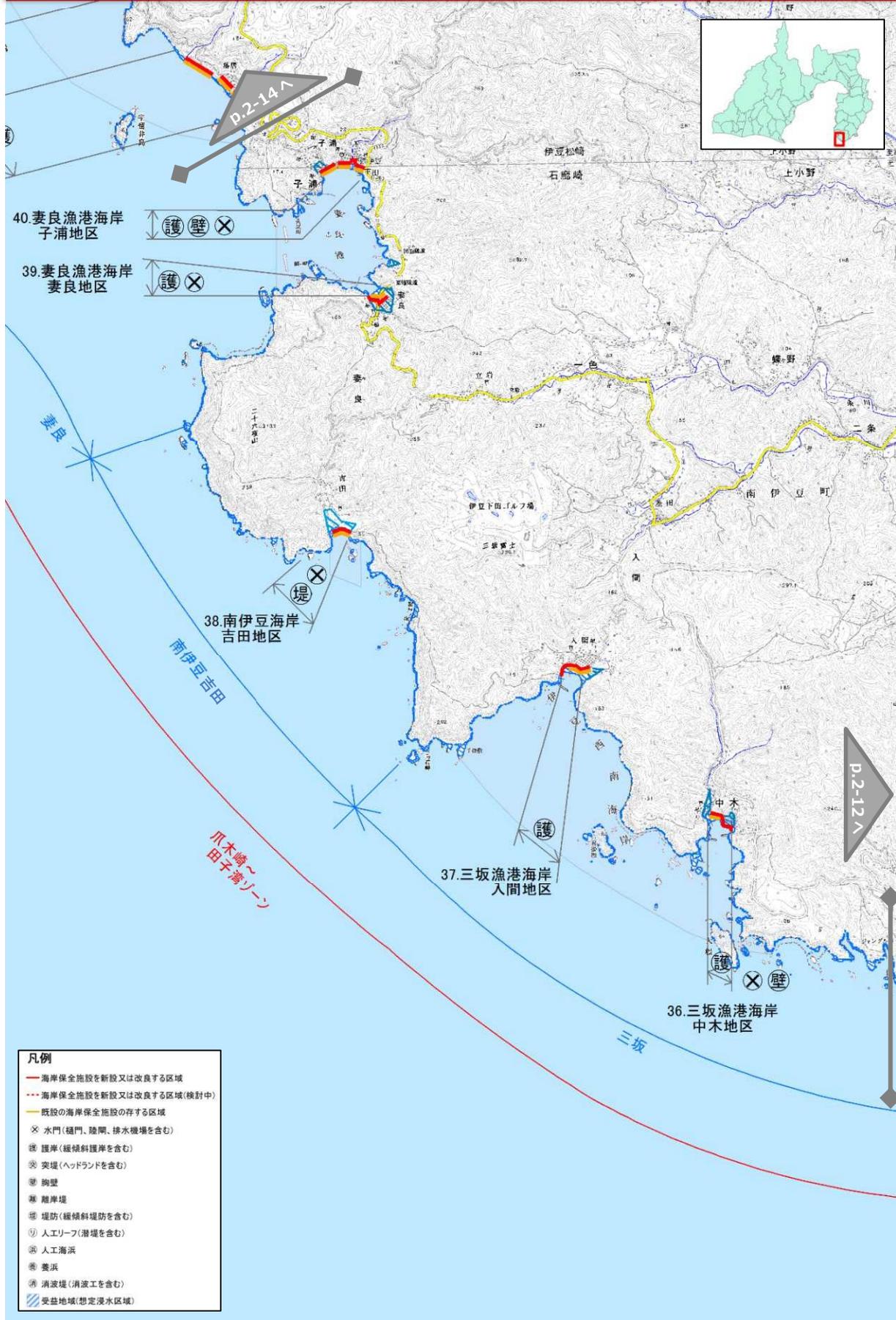
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No36～40)

9/13



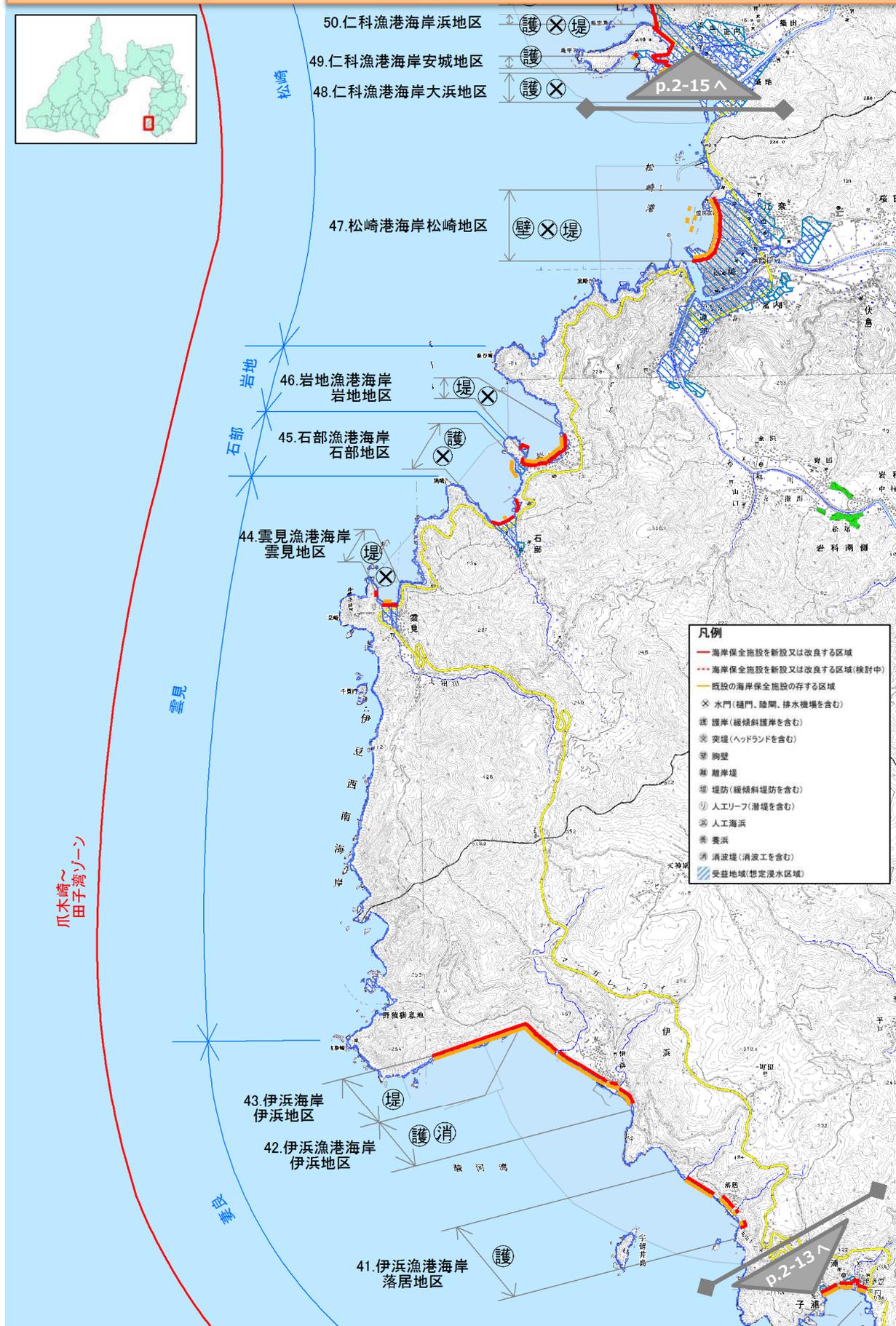
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No41～47)

10/13



- 50. 仁科漁港海岸浜地区
- 49. 仁科漁港海岸安城地区
- 48. 仁科漁港海岸大浜地区

- 47. 松崎港海岸松崎地区

- 46. 岩地漁港海岸岩地地区

- 45. 石部漁港海岸石部地区

- 44. 雲見漁港海岸雲見地区

- 43. 伊浜海岸伊浜地区

- 42. 伊浜漁港海岸伊浜地区

- 41. 伊浜漁港海岸落居地区

凡例	
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
—	既設の海岸保全施設の存する区域
⊗	水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
⊕	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊖	胸壁
⊞	離岸堤
⊟	堤防(緩傾斜堤防を含む)
①	人工リーフ(潜堤を含む)
⊡	人工海浜
⊢	養浜
⊣	消波堤(消波工を含む)
⊤	受益地域(想定浸水区域)

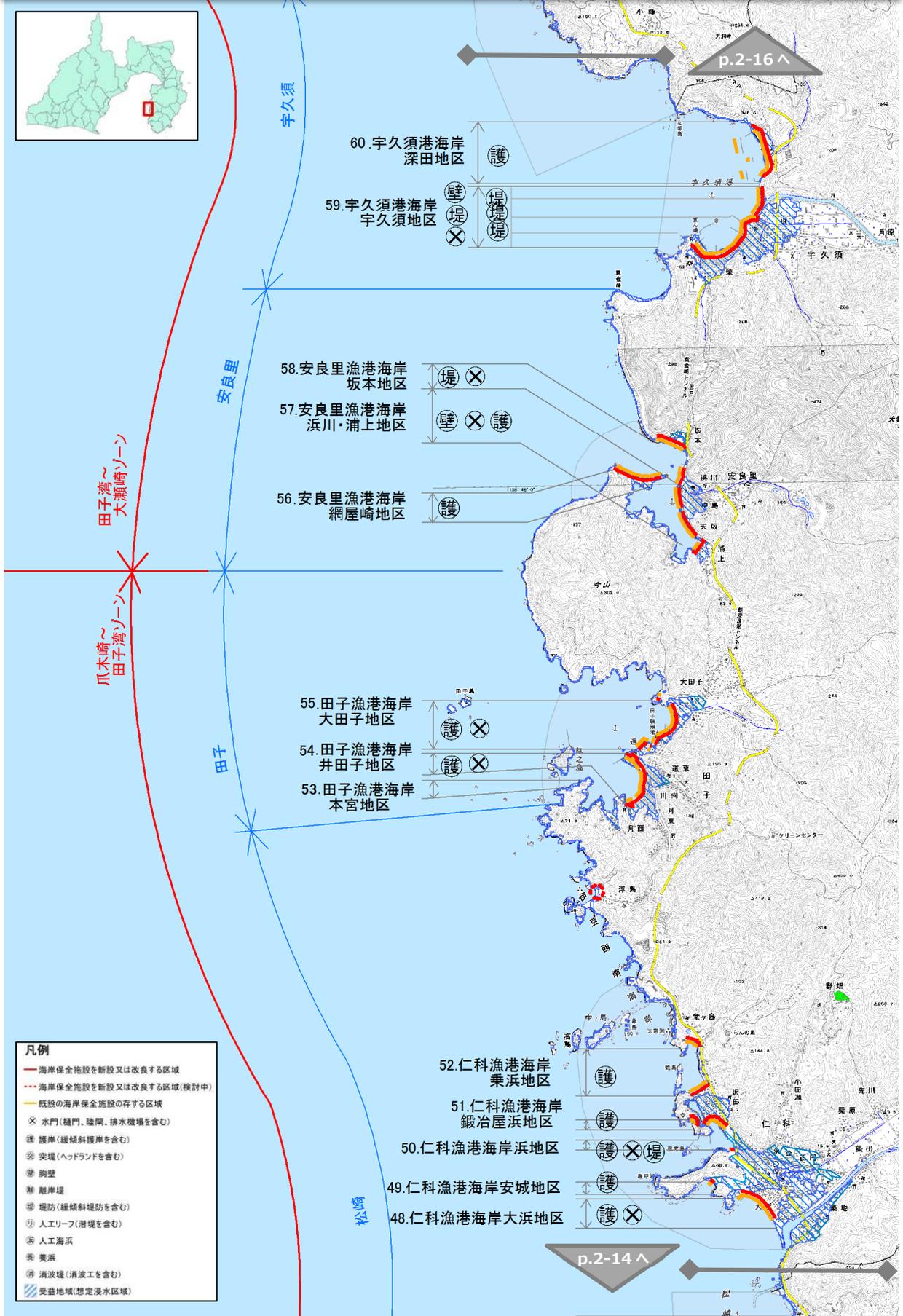
→:ゾーンの起終点 ⇨:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン、田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No48～60)

11/13



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊞ 離岸堤
 - ⊟ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊕ 人工海浜
 - ⊞ 養浜
 - ⊟ 清波堤(清波工を含む)
 - ⊟ 受益地域(想定浸水区域)

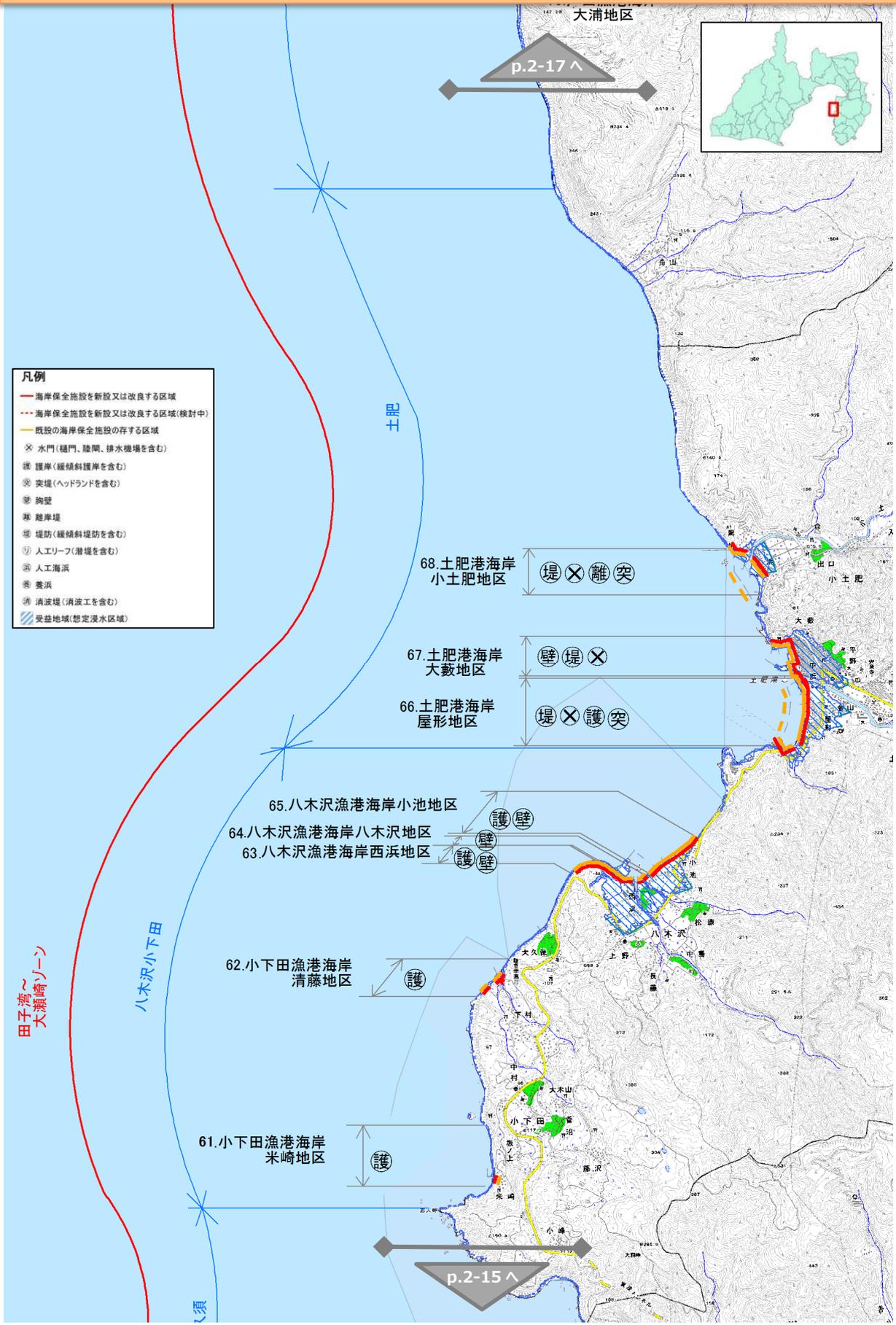
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No61～68)

12/13



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊞ 離岸堤
 - ⊠ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊙ 人工海浜
 - ⊙ 養浜
 - ⊙ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊙ 受益地域(想定浸水区域)

田子湾～大瀬崎ゾーン

— :ゾーンの起終点 - - :地域海岸の起終点

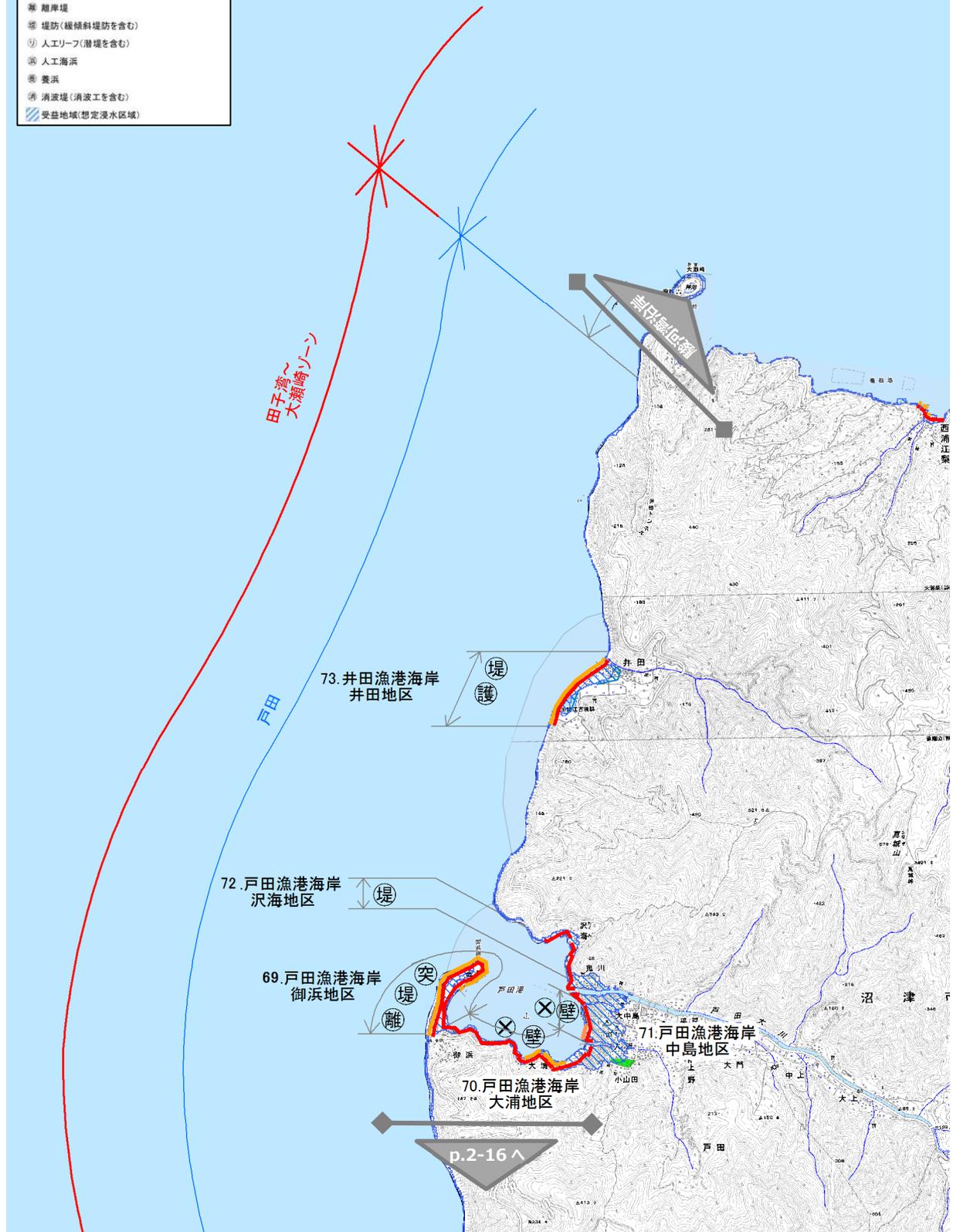


伊豆半島沿岸 整備図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No69～79)

13/13

- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ⊖ 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

2. 1 維持又は修繕の基本方針

海岸保全施設の維持又は修繕については、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設の存する区域と区域ごとの維持又は修繕内容を定める。

なお、維持修繕内容、維持修繕図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

＜維持修繕内容、維持修繕図で示す事項＞

1. 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設の存する区域(維持修繕対象区域)は、海岸保全施設の維持又は修繕の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した維持修繕対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

前項で示した維持修繕対象区域の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の方法について整理した。

備考

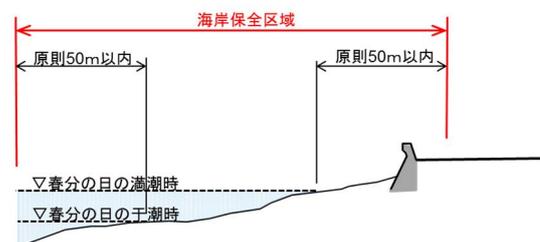
・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50 cm単位で表示)

・「海岸保全区域」の考え方



2. 2 維持修繕内容

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
神奈川県 境～川奈崎	熱海港	1	熱海港海岸	伊豆山	護岸	○	310m	8.7	310m	熱海市	伊豆山	有料道路
					堤防	◎	—	—	420m			
		2	熱海港海岸	渚	護岸	○	1,180m	8.4	1,180m	熱海市	渚	住宅地(密集)、 商業・業務用地
					堤防	◎	—	—	420m			
					○	1,110m	5.7 ~ 6.6	1,110m				
					胸壁	◎	—	—	410m			
					離岸堤		3基	—	—			
					陸間		1基	—	—			
					人工海浜		400m	—	—			
多賀	熱海港海岸	多賀	護岸	○	2,130m	4.0 ~ 5.9	2,130m	熱海市	多賀	山林・荒地等、 住宅地(密集)		
			堤防	◎	—	—	110m					
			○	570m	~ 4.5	570m						
			人工海浜		680m	—	—					

※「T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値」

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク 伊豆山ジオサイト 「走り湯」	熱海港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク 熱海ジオサイト 熱海市街 「大規模な温泉街の景観」 魚見崎ジオサイト 「錦ヶ浦」	熱海港利用者の利便性 熱海サンビーチ利用者の利用 渚親水公園利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集		長浜海浜公園利用者の利用 長浜海水浴場利用者の利用 網代海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
神奈川県 境～川奈崎	網代	4	網代漁港海岸	網代	護岸		210m	7.0 ~ 8.0		熱海市	網代	山林・荒地等、 住宅地(密集)、 漁村(過密)
					胸壁	◎	—	—	420m			
						○	300m	~ 3.1	300m			
					堤防	○	720m	3.1 ~ 7.0	720m			
					陸間	○	6基	—	6基			
初島	5	初島漁港海岸	初島	護岸	○	470m	5.5 ~ 8.0	470m	熱海市	初島	山林・荒地等、 商業業務用地	
				陸間	○	3基	—	3基				
宇佐美	6	宇佐美漁港海岸	宇佐美	護岸	○	1,990m	1.8 ~ 6.2	1,990m	伊東市	宇佐美	山林・荒地等、 住宅地(密集)、 公園、緑地、商 業地、道路等	
				堤防	○	490m	5.0	490m				
				胸壁	◎	—	—	340m				
伊東港	7	伊東港海岸	湯川・松原	護岸	○	2,550m	4.1 ~ 6.2	970m	伊東市	湯川・松原	住宅地(密集)、 商業、業務用 地、公園、緑地 等	
				胸壁	◎	—	—	970m				
				離岸堤		4基	—	—				
	8	伊東港海岸	新井	堤防	◎	—	—	120m	伊東市	新井	住宅地(密集)、 商業、業務用地	
				護岸	○	1,580m	4.1 ~ 4.9	1,580m				

※T.P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク 網代ジオサイト 「立岩海岸」	網代漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		伊豆半島ジオパーク 熱海エリア 初島ジオサイト 初島「段丘地形と地震性隆起」	初島漁港利用者の利便性 初島漁港利用のダイバー等の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：宇佐美・御石ヶ沢 大崎（宇佐美華山の溶岩流）	宇佐美漁港利用者の利便性 宇佐美海水浴場利用者の利用 宇佐美留田浜辺公園利用者の利用 宇佐美漁港海岸でのダイビングの利用環境
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：伊東温泉松川（伊東温泉街の景観） 伊東八景「オレンジビーチ」 伊東八景「松川」	伊東港利用者の利便性 伊東オレンジビーチ海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	伊東八景「汐吹海岸」 伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：汐吹崎・川奈 汐吹崎南（海食洞と隆起貝層、海食台と海食窪、岩脈）	

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況				
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	地域		状況	
										延長等	延長等		延長等
神奈川県境 ～川奈崎	川奈	9	伊東港海岸	川奈	護岸	○	1,440m	4.0 ~ 5.7	1,440m	伊東市	川奈	山林、荒地等	
					胸壁	◎	—	—	470m				
川奈崎 ～爪木崎	富戸大川	10	八幡野漁港海岸	八幡野	堤防	◎	—	—	20m	伊東市	八幡野	山林・荒地等 住宅地(密集)	
					○	160m	8.5 ~ 9.5	160m					
					胸壁	◎	—	—	50m				
			11	赤沢漁港海岸	赤沢	護岸	○	130m	5.5	130m	伊東市	赤沢	住宅地(点在) 漁港
						—	—	—	—				
	稲取河津		13	北川漁港海岸	北川	護岸	○	550m	7.6	550m	東伊豆町	北川	道路 商業・業務用地
						陸閘	○	3基	—	3基			
			14	東伊豆海岸	熱川・高磯	護岸	○	1,560m	5.7 ~ 8.0	1,560m	東伊豆町	熱川・高磯	商業・業務用地
			15	片瀬漁港海岸	片瀬	護岸	○	840m	7.3	840m	東伊豆町	片瀬	山林・荒地等 住宅地(密集) 商業・業務用地
						陸閘	○	11基	—	11基			
		16	白田漁港海岸	白田	護岸	○	290m	6.6 ~ 7.4	290m	東伊豆町	白田	住宅地(密集)	
					胸壁	◎	—	—	70m				
					陸閘	○	6基	—	6基				
		17	稲取漁港海岸	新田	護岸	○	440m	6.3	440m	東伊豆町	新田	山林・荒地等 道路	
					胸壁	◎	—	—	210m				

※T.P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：汐吹崎・川奈 汐吹崎南（海食洞と隆起貝層、海食台と海食窪、岩脈） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	川奈海水浴場利用者の利用 川奈いるか浜公園利用者の利用 川奈港でのダイビングの利用環境
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：城ヶ崎海岸南 八幡野漁港北（大室山溶岩流の地形と断面） 橋立（大室山溶岩流の断面と柱状節理、城ヶ崎海岸の景観） ジオサイト名：伊雄山・赤窪 八幡野漁港南（伊雄山溶岩流の地形と断面） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	八幡野漁港利用者の利便性 八幡野漁港海岸でのダイビングの利用環境
年1回以上巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		伊豆半島ジオパーク ジオサイト名：伊雄山・赤窪 赤沢漁港（伊雄山溶岩流の地形と断面） 富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	赤沢漁港利用者の利便性 赤沢漁港海岸でのダイビングの利用環境
		富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観	大川漁港利用者の利便性
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。 クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた海岸景観 伊豆半島ジオパーク熱川・北川ジオサイト穴切海岸遊歩道「天城火山の溶岩流と流理、海食洞、大室山と伊豆高原の地形景観」／北川温泉「刻印石、伊豆高原の地形景観」	北川漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	熱川Y O U湯ビーチ利用者の利用
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。 クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	片瀬漁港利用者の利便性の確保
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
海岸パトロールは、毎年度1回巡視を実施するほか、異常時点検は必要に応じて実施する。 クラック等の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	白田漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
川奈崎 ～爪木崎	稲取河津	18	稲取漁港海岸	材木田	胸壁	◎	—	—	610m	東伊豆町	材木田	住宅地(密集)
		19	稲取漁港海岸	東	護岸	○	150m	7.6	150m	東伊豆町	東	道路
					堤防	○	190m	6.4 ~ 7.1	190m			
		20	稲取漁港海岸	志津摩	護岸	○	550m	6.1	550m	東伊豆町	志津摩	農地 商業・業務用地 道路
					堤防	○	130m	6.1	130m			
	陸間					1基	—	—				
	21	下河津漁港海岸	見高・浜・谷津	護岸	○	900m	4.7 ~ 7.1	900m	河津町	見高・浜・谷津	農地、住宅	
					◎	—	—	1,170m				
				陸間	○	5基	—	5基				
				離岸堤		4基	—	—				
	22	白浜漁港海岸	白浜	検討中			—	—	—	下田市	白浜	住宅
	外浦	外浦漁港海岸	外浦	護岸	○	370m	3.5	370m	下田市	外浦	住宅地(密集)	
陸間					3基	—	—					
水門					1基	—	—					

※T.P.の値については測量成果2024の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	稲取漁港利用者の利便性 稲取ウキウキビーチ利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下河津漁港利用者の利便性 今浜海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク白浜海岸ジオサイト白浜海岸「石灰質砂岩」	白浜漁港利用者の利便性 白浜大浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	外浦漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」 改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	須崎	24	須崎漁港海岸	須崎	護岸	◎	—	—	570m	下田市	須崎	住宅地(密集)
						○	610m	4.5	610m			
					陸間		2基	—	—			
下田	25	下田港海岸	柿崎	堤防	◎	—	—	830m	下田市	柿崎	住宅地(密集)	
					○	580m	4.0	580m				
				護岸	◎	—	—	90m				
					○	180m	4.0	180m				
				水門		2基	—	—				
				陸間		1基	—	—				
				26	下田港海岸	武ガ浜	堤防	◎				—
27	下田港海岸	大浦	堤防	◎	—	—	970m	下田市	大浦	山林・荒地等 住宅地(密集) 公園・緑地等		
吉佐美	28	吉佐美漁港海岸	多々戸、 入田	護岸	○	230m	5.3	230m	下田市	多々戸、 入田	山林・荒地等	
					◎	—	—	590m				
	29	吉佐美海岸	前磯、喜 背谷	堤防	○	330m	6.0	330m	下田市	前磯	住宅地(点在)	

※T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク爪木崎ジオサイトタカンバ海岸 「隆起海岸地形、爪木崎段丘の遠望」／爪木崎西（磯磯）「シルと柱状節理」	須崎漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク下田港ジオサイト柿崎弁天島「斜交層理、生痕化石、波食台、下田の歴史」	下田港利用者の利便性 柿崎海水浴場利用者の利用
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下田港利用者の利便性
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下田港利用者の利便性 鍋田海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	吉佐美漁港利用者の利便性 多々戸海水浴場利用者の利用 入田浜海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク吉佐美・田牛ジオサイト吉佐美大浜「水底土石流と水冷火山弾、海食洞と隆起貝層」 アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ハマボウ群落の環境保全	吉佐美海水浴場利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況			
		番号	海岸名			地区名	延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	田牛	30	田牛漁港海岸	田牛	護岸	○	440m	5.5 ~ 7.0	440m	下田市	田牛	住宅地(密集)
						○	300m	4.5	300m	下田市	湊	住宅地(点在)
	手石	31	手石港海岸	湊・手石	堤防	◎	—	—	750m			
						◎	—	—	340m	南伊豆町	小稲	住宅地(密集)
	下流	32	小稲漁港海岸	小稲	堤防	◎	—	—	340m	南伊豆町	小稲	住宅地(密集)
						○	130m	7.5	130m	南伊豆町	下流	住宅地(密集)
						◎	—	—	580m			
						消波堤	1基	—	—			
	陸閘	○	9基	—	9基							
		34	大瀬漁港海岸	大瀬	護岸	◎	—	—	500m	南伊豆町	大瀬	住宅地(点在)、 公共施設
石廊崎	35	石廊崎漁港海岸	本瀬	—	—	—	—	南伊豆町	本瀬	住宅地(点在)		
三坂	36	三坂漁港海岸	中木	護岸	○	110m	4.5	110m	南伊豆町	中木	住宅地(密集)、 道路、船揚場	
					◎	—	—	100m				
					◎	80m	4.5	80m				
					陸閘	○	5基	—	5基			
	37	三坂漁港海岸	入間	護岸	◎	—	—	180m	南伊豆町	入間	住宅地(密集)	
○	210m	12.5	210m									

※T.P.の値については測量成果2024の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク吉佐美・田牛ジオサイト田牛サードスキー場「堆砂、水底溶岩流と水底土石流、水底火山弾、岩脈」／竜宮窟「海食洞の天窓、海底にたまった火山灰の地層など」ハマオモト自生地	田牛漁港利用者の利便性 田牛海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク弓ヶ浜ジオサイト弓ヶ浜「砂嘴の発達と砂浜の成立」	手石港利用者の利便性 弓ヶ浜海水浴場利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小瀬漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	下流漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	大瀬漁港利用者の利便性
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	石廊崎漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク奥石廊崎ジオサイト中木付近「海底地形の噴出物と火山の根、伊豆半島沖地震の崩壊跡」	三坂漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	三坂漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	南伊豆吉田	38	南伊豆海岸	吉田	堤防	○	270m	8.5	270m	南伊豆町	吉田	農地・山林・荒地等 住宅地(点在)
					水門	○	1基	—	1基			
	妻良	39	妻良漁港海岸	妻良	護岸	◎	—	—	80m	南伊豆町	妻良	住宅地(密集)
					胸壁	○	110m	4.5	110m			
					水門		1基	—	—			
					陸間		2基	—	—			
		40	妻良漁港海岸	子浦	護岸	○	460m	6.0	460m	南伊豆町	子浦	住宅地(密集)
					胸壁	○	30m	6.0	30m			
					水門	○	3基	—	3基			
					陸間	○	9基	—	9基			
		41	伊浜漁港海岸	落居	護岸	○	540m	6.0 ~ 10.2	540m	南伊豆町	落居	住宅地(密集)
		42	伊浜漁港海岸	伊浜	護岸	○	1,320m	7.5 ~ 8.6	1,320m	南伊豆町	伊浜	住宅地(点在)
					消波堤		1基	—	—			

※T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	妻良漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 ウバメガシ群落	妻良漁港利用者の利便性 子浦海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	伊浜漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	伊浜漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常を確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況	
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
爪木崎 ～田子湾	妻良	43	伊浜海岸	伊浜	堤防	○	660m	7.0	660m	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等
	雲見	44	雲見漁港海岸	雲見	堤防	◎	—	—	90m	松崎町	雲見	住宅地(密集)
						○	80m	6.4	110m			
					水門	○	20m	6.4	20m			
	石部	45	石部漁港海岸	石部	護岸	◎	—	—	310m	松崎町	石部	住宅地(密集)
						水門	○	20m	5.0			
					陸間	○	1基	—	1基			
	岩地	46	岩地漁港海岸	岩地	堤防	○	600m	5.0	600m	松崎町	岩地	住宅地(密集)
						◎	—	—	60m			
					陸間	○	7基	—	7基			
	松崎	47	松崎港海岸	松崎	堤防	○	540m	6.0	540m	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務用地
						胸壁	○	150m	6.0			
					離岸堤		4基	—	—			
水門					○	40m	6.0	40m				
陸間					○	10基	—	10基				

※T.P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
静岡県農林防災施設点検実施要領に基づき、毎年度7月までに1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	雲見漁港利用者の利便性 雲見海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	石部漁港利用者の利便性 石部海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回定期点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 名勝伊豆西南海岸としての景観 伊豆半島ジオパーク	岩地漁港利用者の利便性 岩地海水浴場利用者の利用
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク 松崎・桜田ジオサイト弁天島「海底を流れた溶岩流」	松崎港利用者の利便性 松崎海水浴場の利用者の利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	地域		状況	
爪木崎 ～田子湾	松崎	48	仁科漁港海岸	大浜	護岸	○	570m	6.4	570m	西伊豆町	大浜	住宅地(密集)	
					水門	○	20m	5.0	20m				
					陸間	○	13基	5.0	13基				
		49	仁科漁港海岸	安城	護岸	○	50m	5.0	50m	西伊豆町	安城	道路 住宅地(点在)	
		50	仁科漁港海岸	浜	護岸	○	220m	5.0	220m	西伊豆町	浜	住宅地(密集) 商業・業務用地	
					堤防	◎	—	—	330m				
	水門				○	10m	5.0	10m					
	陸間				◎	—	—	1基					
	51	仁科漁港海岸	鍛冶屋浜	護岸	○	110m	6.0	110m	西伊豆町	鍛冶屋浜	斜路		
	52	仁科漁港海岸	乗浜	護岸	○	370m	5.0 ~ 7.1	370m	西伊豆町	乗浜	商業・業務用地		
	田子	田子漁港海岸	本宮	—	—	—	—	—	西伊豆町	本宮	道路 住宅地(点在)		
				54	田子漁港海岸	井田子	護岸	○	540m	5.0	540m	西伊豆町	井田子
水門							○	20m	5.0	20m			
陸間	○	13基	5.0	13基									

※T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
定期的な日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的な日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
定期的な日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			
定期的な日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク堂ヶ島・仁科港ジオサイト枯野公園付近「海底火山の溶岩流、土石流と荷重痕」	仁科漁港利用者の利便性
定期的な日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	仁科漁港利用者の利便性
		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子瀬浜海水浴場利用者の利便性
定期的な日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子漁港利用者の利便性
施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況								
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	地域	状況							
爪木崎 ～田子湾	田子	55	田子漁港海岸	大田子	護岸	○	660m	4.3 ~ 5.0	660m	西伊豆町	大田子	住宅地(密集)						
					水門	○	20m	5.0	20m									
					陸閘	○	9基	5.0	9基									
田子湾 ～大瀬崎	安良里	56	安良里漁港海岸	網屋崎	護岸	○	440m	4.0	440m	西伊豆町	網屋崎	住宅地(密集)						
					57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	胸壁	○				490m	3.5 ~ 4.5	490m	西伊豆町	浜川・浦上	住宅地(密集)
								護岸	○				140m	4.5	140m			
	水門	○	20m	3.5 ~ 4.5				20m										
	陸閘	○	13基	4.5				13基										
	58	安良里漁港海岸	坂本	堤防	○	470m	6.0	470m	西伊豆町	坂本	住宅地(密集)							
				水門	○	10m	6.0	10m										
				陸閘	○	6基	6.0	6基										
	宇久須	59	宇久須港海岸	宇久須	堤防	○	430m	6.0	690m	西伊豆町	宇久須	住宅地(密集)						
					胸壁	○	590m	6.0	450m									
					水門	○	2基	—	2基									
					陸閘	○	16基	—	16基									

※T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	田子漁港利用者の利便性 大田子海水浴場利用者の利用
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	安良里漁港利用者の利便性
<p>定期的に日常点検・巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	安良里海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	宇久須港利用者の利便性 宇久須海水浴場利用者の利用

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	延長等	地域	状況	
田子湾 ～大瀬崎	宇久須	60	宇久須港海岸	深田	護岸	○	530m	4.0	530m	西伊豆町	深田	住宅地(密集)	
					離岸堤		2基	—	—				
					人工リーフ		1基	—	—				
	八木沢 小下田	61	小下田漁港海岸	米崎	護岸	○	90m	7.1	110m	伊豆市	米崎	山林・荒地等 住宅地(点在)	
					陸間	◎	—	—	1基				
		62	小下田漁港海岸	清藤	護岸	○	250m	6.1 ~ 6.4	370m	伊豆市	清藤	農地 住宅地(点在)	
					陸間	○	1基	6.1	1基				
		63	八木沢漁港海岸	西浜	護岸	○	450m	5.1	490m	伊豆市	西浜	住宅地(密集)	
					胸壁	○	200m	5.1	200m				
					陸間	○	3基	5.1	3基				
		64	八木沢漁港海岸	八木沢	胸壁	○	70m	5.1	60m	伊豆市	八木沢	住宅地(密集)	
					陸間	○	1基	5.1	1基				
		65	八木沢漁港海岸	小池	護岸	○	480m	5.1	600m	伊豆市	小池	山林・荒地等 道路 住宅地(密集)	
					胸壁	○	80m	5.1	90m				
					陸間	○	6基	5.1	6基				

※T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	平成16年台風22号により被災 施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	
毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。			
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小下田漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小下田漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	八木沢漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	八木沢漁港利用者の利便性
毎年度1回巡視を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	八木沢漁港利用者の利便性

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T. P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
田子湾 ～大瀬崎	土肥	66	土肥港海岸	屋形	堤防	○	650m	3.5	650m	伊豆市	屋形	住宅地(密集) 商 業・業務用地
						◎	—	—	60m			
					護岸	○	230m	1.0	230m			
					離岸堤		1基	—	—			
					突堤		3基	—	—			
					水門	○	2基	—	2基			
					陸間	○	12基	—	12基			
					67	土肥港海岸	大藪	堤防	○			
		◎	450m	5.5					450m			
		○	4基	—					4基			
		68	土肥港海岸	小土肥	堤防	○	400m	6.0	400m	伊豆市	小土肥	農地 住宅地(点 在)
						◎	—	—	70m			
					離岸堤		2基	—	—			
					水門	○	1基	—	1基			
					陸間	○	3基	—	3基			

※T. P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	土肥港利用者の利便性 土肥海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	土肥港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	平成24年台風17号により被災	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	小土肥海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

ゾーン	地域海岸名	区域			種類	新設「◎」改良「○」	規模（現況）		規模（計画）	受益地域及びその状況		
		番号	海岸名	地区名			延長等	代表堤防高(m) (T.P. 50cm単位)	延長等	地域	状況	
田子湾 ～大瀬崎	戸田	69	戸田漁港海岸	御浜	堤防	○	1,230m	1.4 ~ 8.1	1,230m	沼津市	御浜	公園・緑地等
						◎	—	—	360m			
						離岸堤	2基	—	—			
						突堤	2基	—	—			
	70	戸田漁港海岸	大浦	胸壁	○	370m	2.0 ~ 2.7	370m	沼津市	大浦	山林・荒地等 住宅地(点在)	
					◎	—	—	1,390m				
					陸間	○	2基	—				2基
	71	戸田漁港海岸	中島	胸壁	○	130m	2.0	130m	沼津市	中島	住宅地(密集)	
					◎	—	—	410m				
					陸間	○	1基	—				1基
	72	戸田漁港海岸	沢海	堤防	◎	—	—	920m	沼津市	拓海	住宅地(点在)	
	73	井田漁港海岸	井田	護岸	○	520m	5.0	520m	沼津市	井田	農地 住宅地(点在)	
					堤防	○	220m	5.0				220m
					陸間		10基	—				—

※T.P. の値については測量成果 2024 の標高改訂前の値

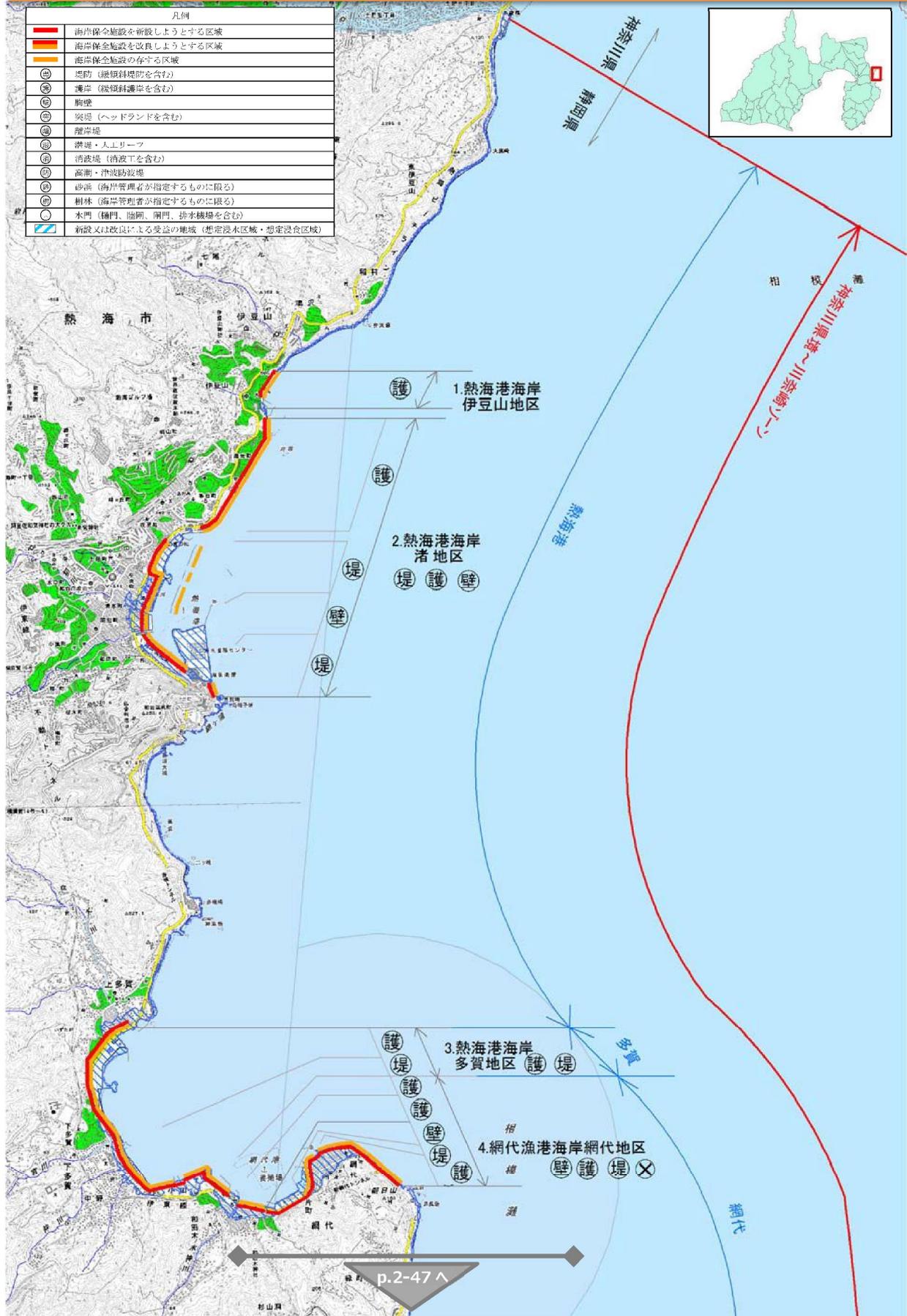
維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	防護	環境	利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	平成24年台風17号により被災	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク戸田ジオサイト御浜岬「砂嘴の地形、駿河湾深海生物館、ディアナ号の錨、達磨火山の溶岩流と浸食地形の景観」 御浜岬のイヌマキ群生地	御浜海水浴場利用者の利用
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 ブロックの沈下等の異常が確認され、消波機能低下等のおそれがある場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>	施設の背後に住宅地が密集	富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			
<p>毎年度1回巡視を実施するほか、地震、津波、高潮等の発生後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観	戸田漁港利用者の利便性
<p>日常の巡回で点検を実施するほか、波浪警報解除後等必要な場合は異常時点検を実施する。 クラックや堤体の空洞化等構造物の異常を確認した場合は、状況に応じて必要な措置をとる。</p>		富士箱根伊豆国立公園の優れた景観 伊豆半島ジオパーク井田ジオサイト井田南「井田火山の溶岩流、砂嘴と明神池」 ／井田北「井田火山の溶岩流」	井田漁港利用者の利便性 井田海水浴場利用者の利用
<p>施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整備を行う。異常を確認した場合は、規模に応じて必要な措置をとる。</p>			

2.3 維持修繕図

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No1～4)

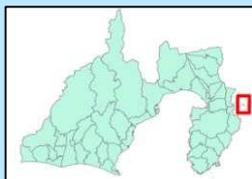
1/13



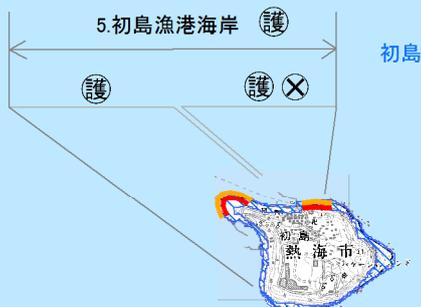
伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No5)

2/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

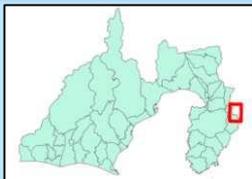
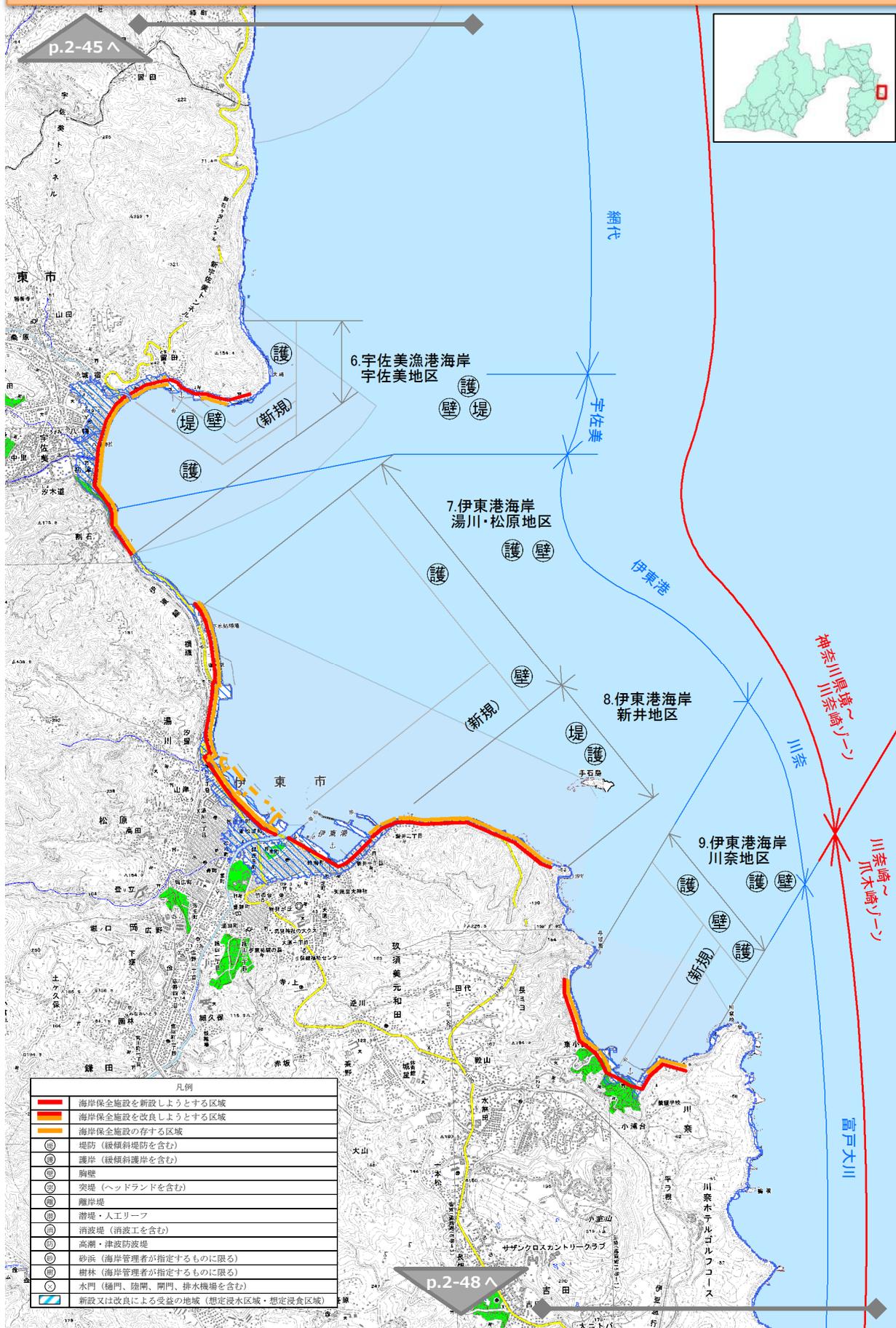


→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No6～9)



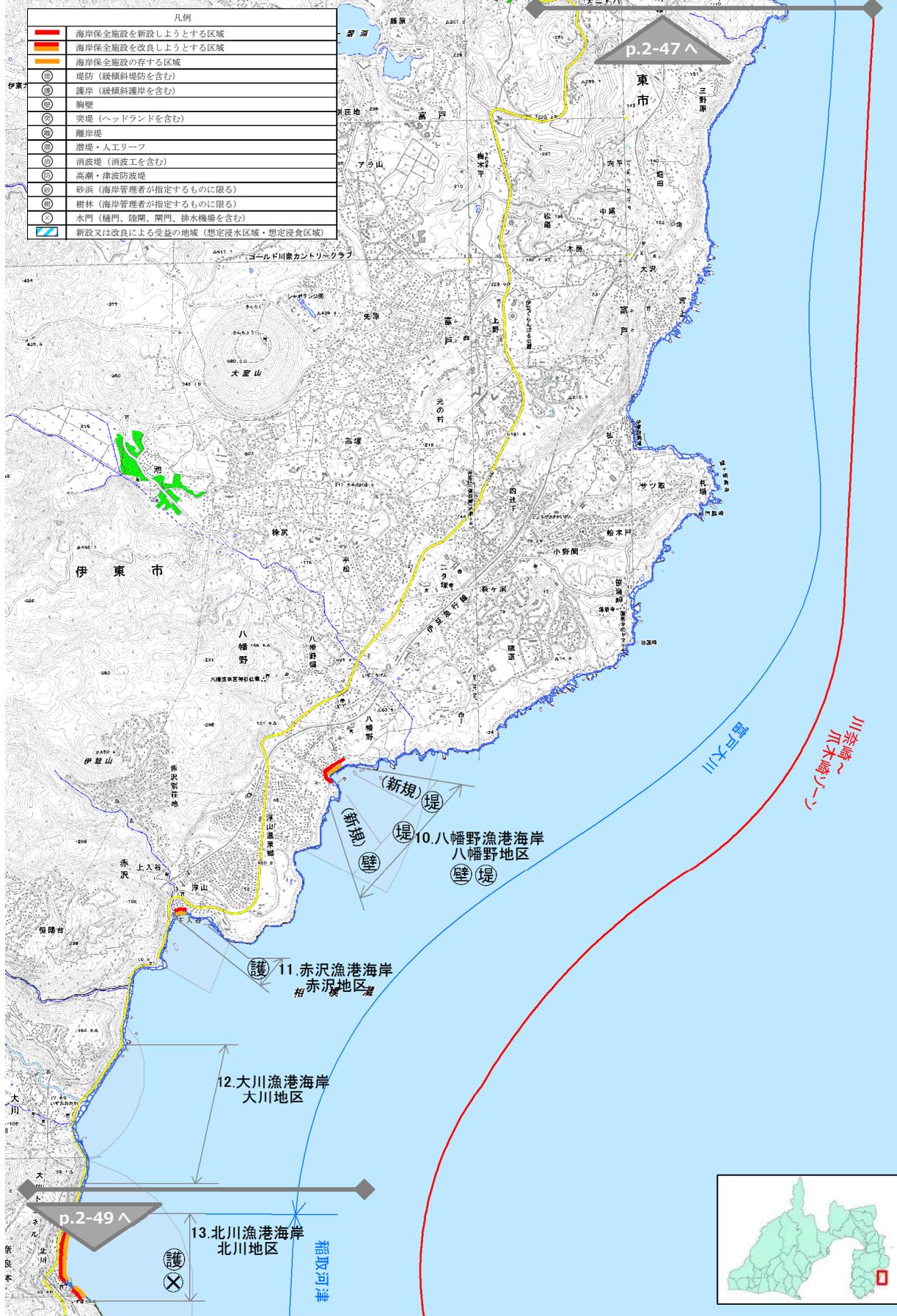
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	遊場・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、罅門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No10～13)



凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
○	堤防（緩傾斜堤防を含む）
○	護岸（緩傾斜護岸を含む）
○	胸壁
○	突堤（ヘッドランドを含む）
○	離岸堤
○	潜堤・人工リーフ
○	消波堤（消波工を含む）
○	高潮・津波防波堤
○	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
○	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
○	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
○	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

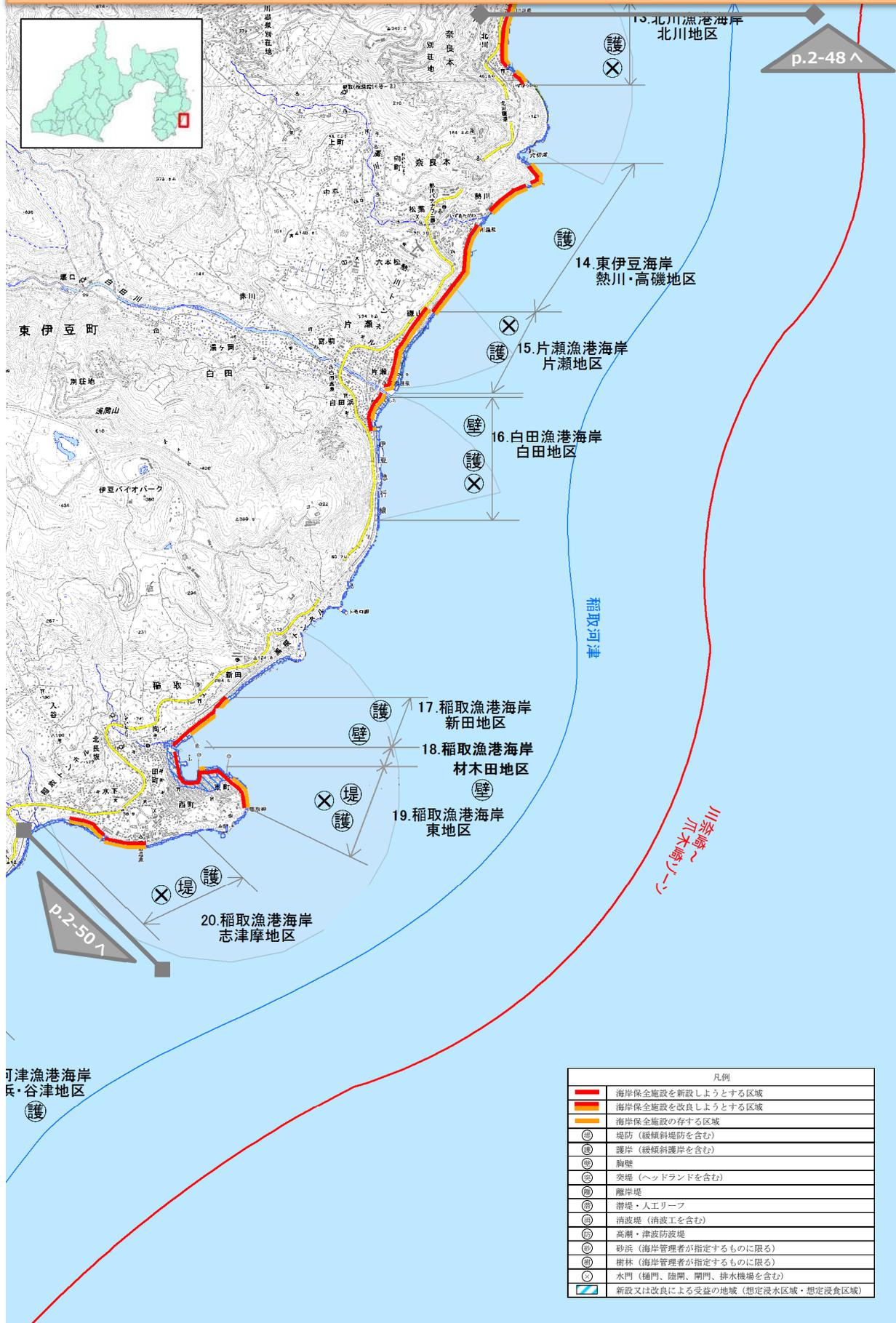
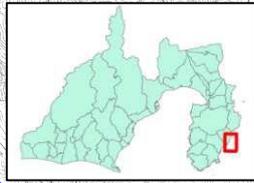
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No14～20)

5/13



p.2-48 ^

p.2-50 ^

河津漁港海岸
兵・谷津地区
護

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

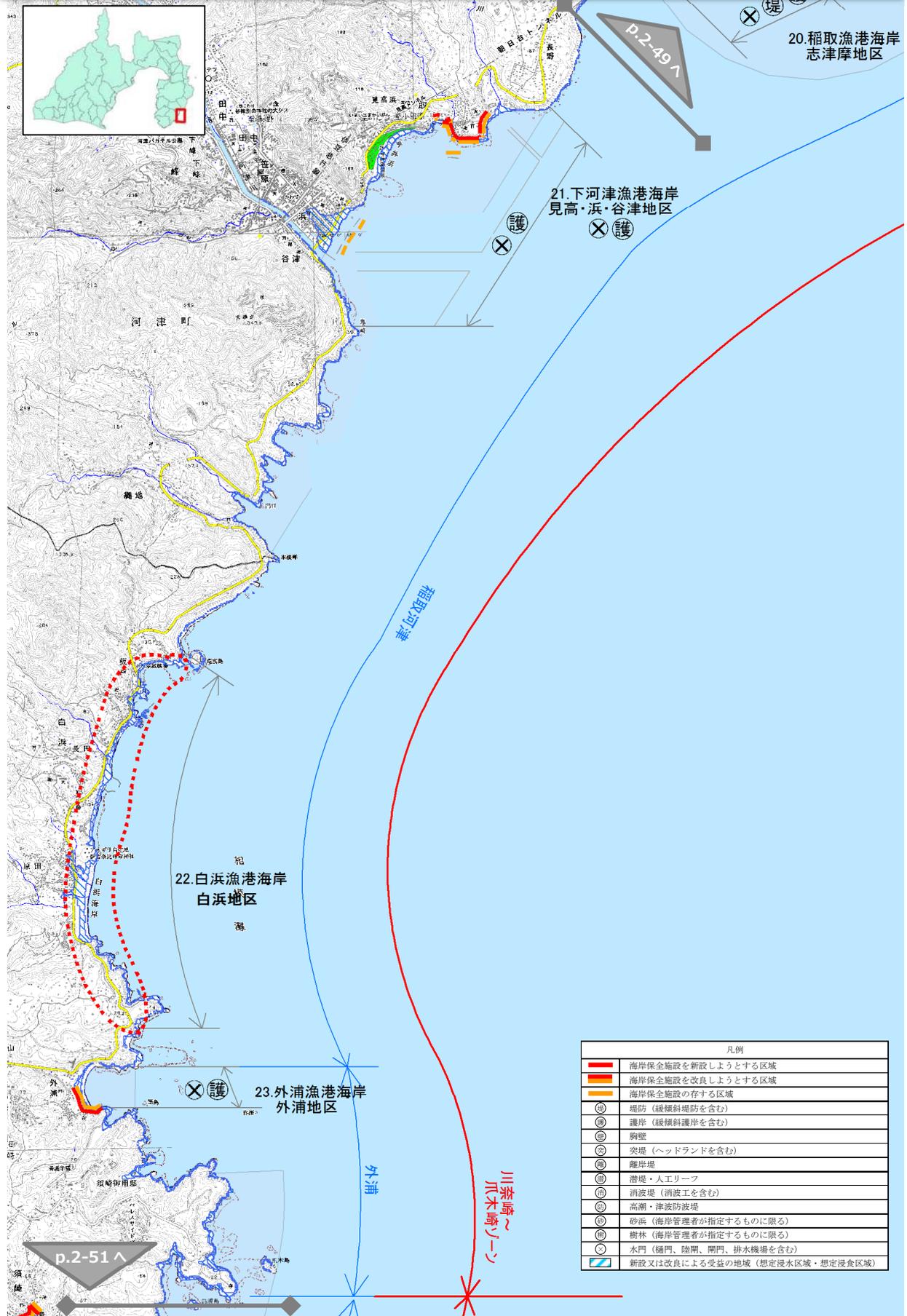
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No21～23)

6/13



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

2-50

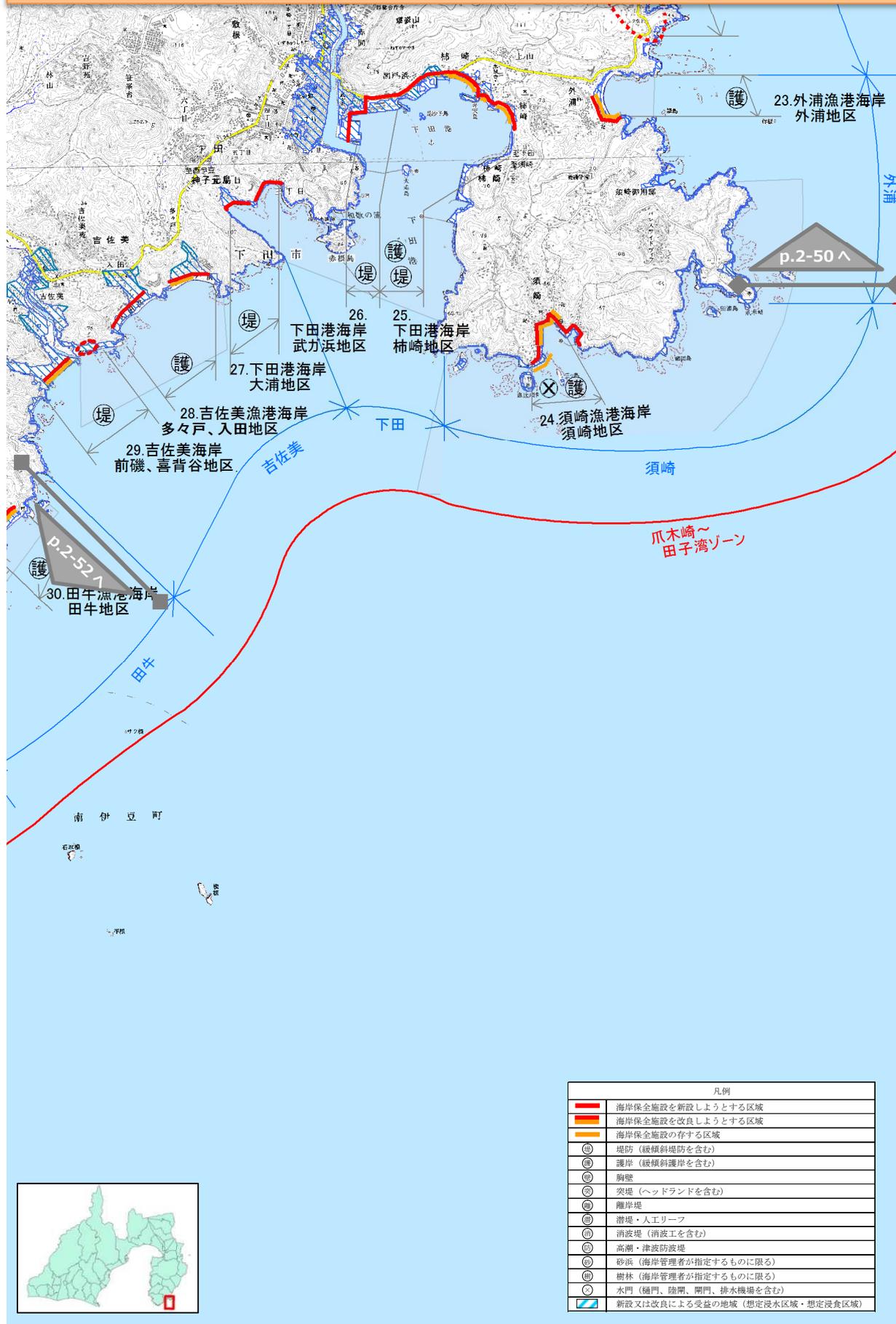


凡例	
■	海岸保全施設を新設しようとする区域
■	海岸保全施設を改良しようとする区域
■	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	港埠・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）

伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No24～29)

7/13



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

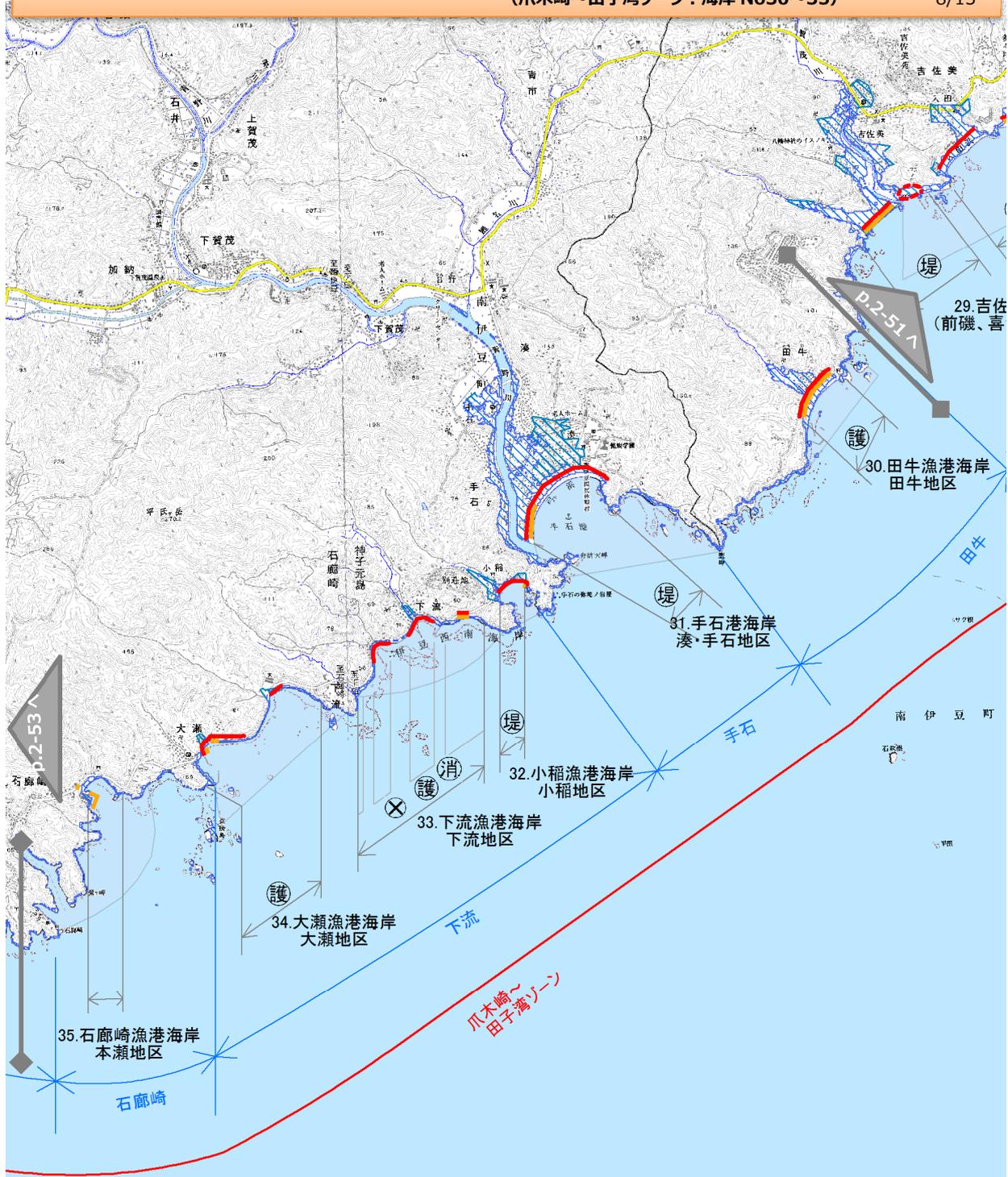
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	護堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No30～35)

8/13



p.2-53^

p.2-51^



凡例	
▬	海岸保全施設を新設しようとする区域
▬	海岸保全施設を改良しようとする区域
▬	海岸保全施設の存する区域
⊙	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
⊙	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
⊙	胸壁
⊙	突堤 (ヘッドランドを含む)
⊙	離岸堤
⊙	潜堤・人工リーフ
⊙	消波堤 (消波工を含む)
⊙	高潮・津波防波堤
⊙	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊙	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
⊙	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
⊙	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

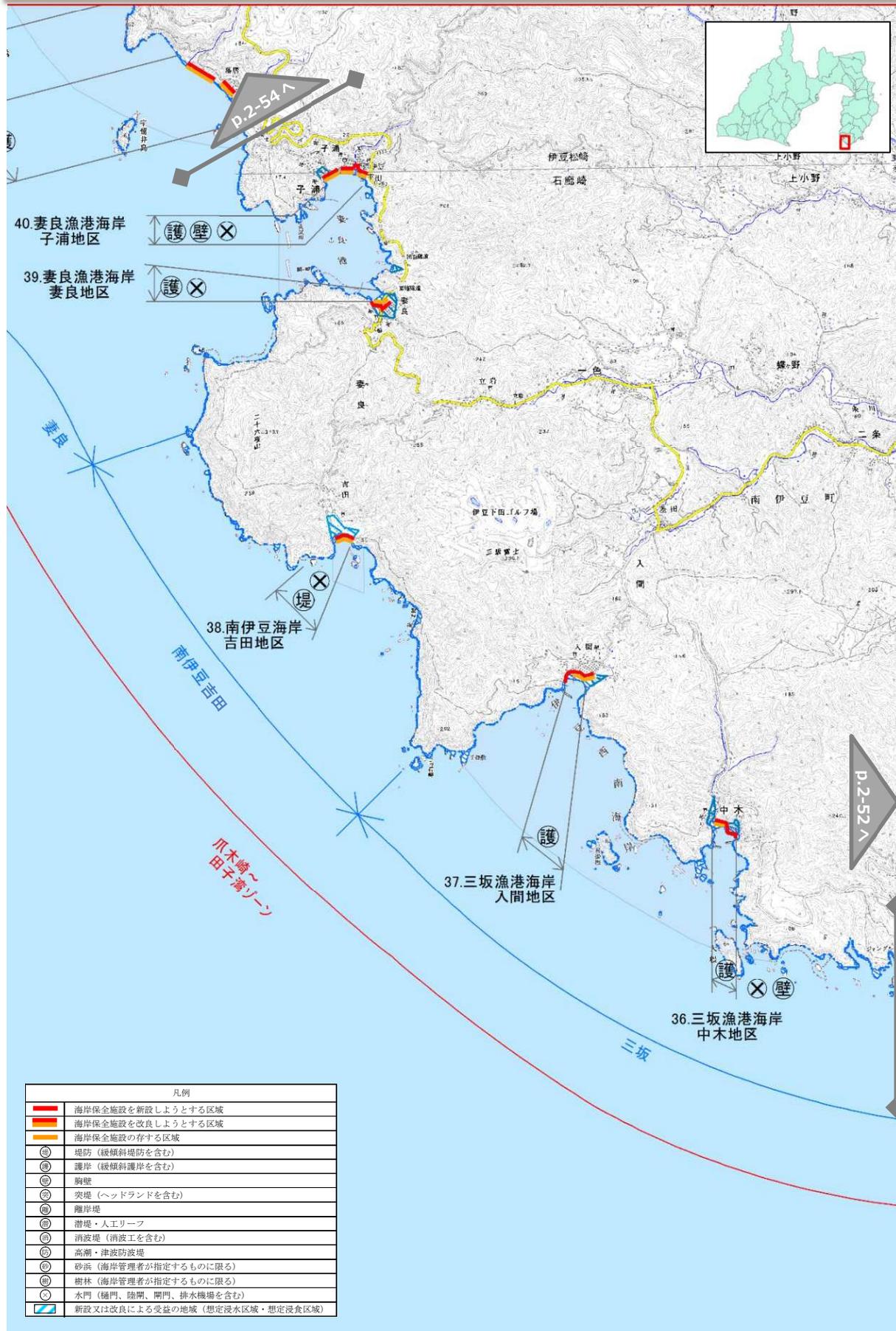
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン : 海岸 No36～40)

9/13



40.妻良漁港海岸
子浦地区

39.妻良漁港海岸
妻良地区

38.南伊豆海岸
吉田地区

37.三坂漁港海岸
入間地区

36.三坂漁港海岸
中木地区

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (縦横斜堤防を含む)
	護岸 (縦横斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高瀬・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機揚を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

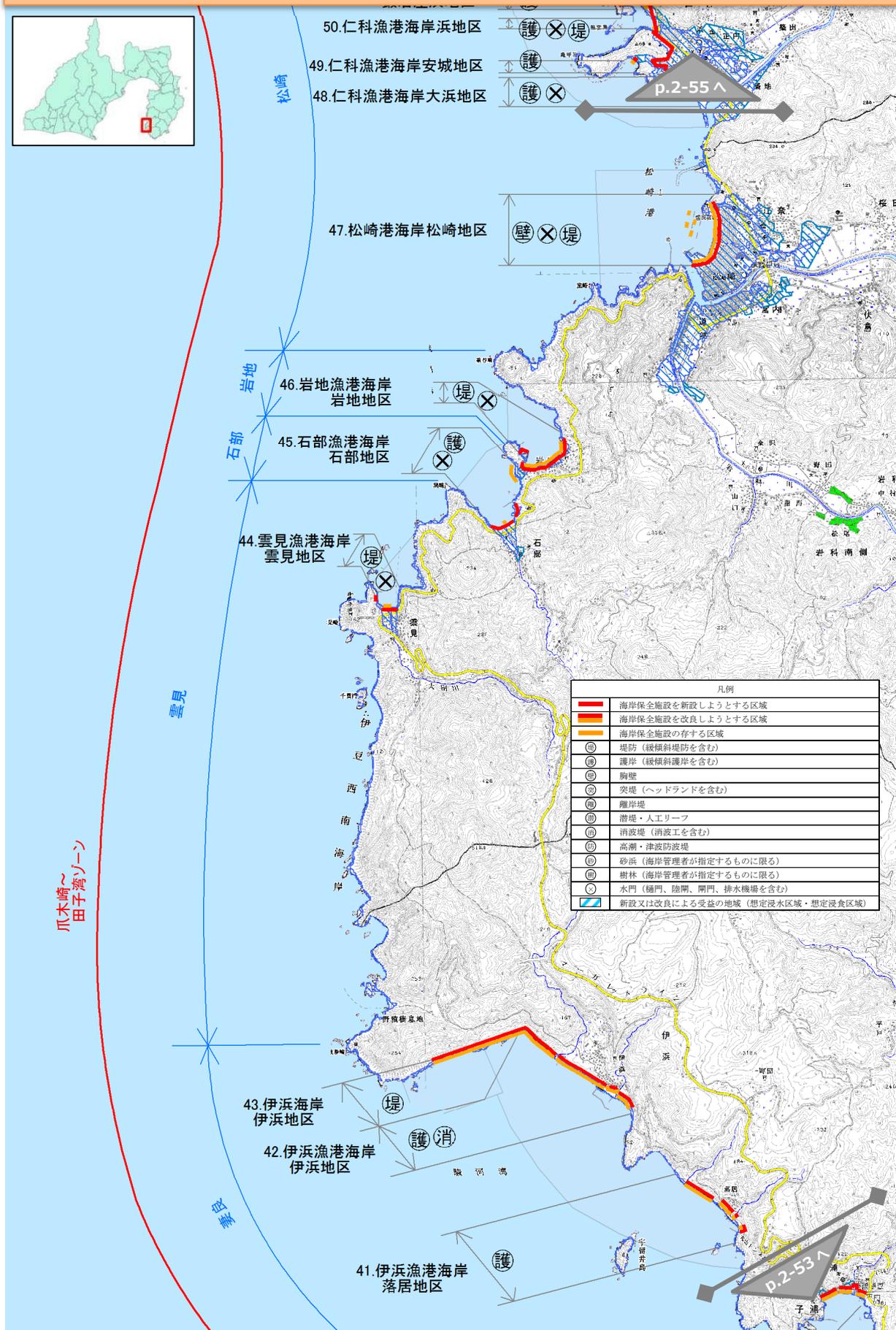
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No41～47)

10/13



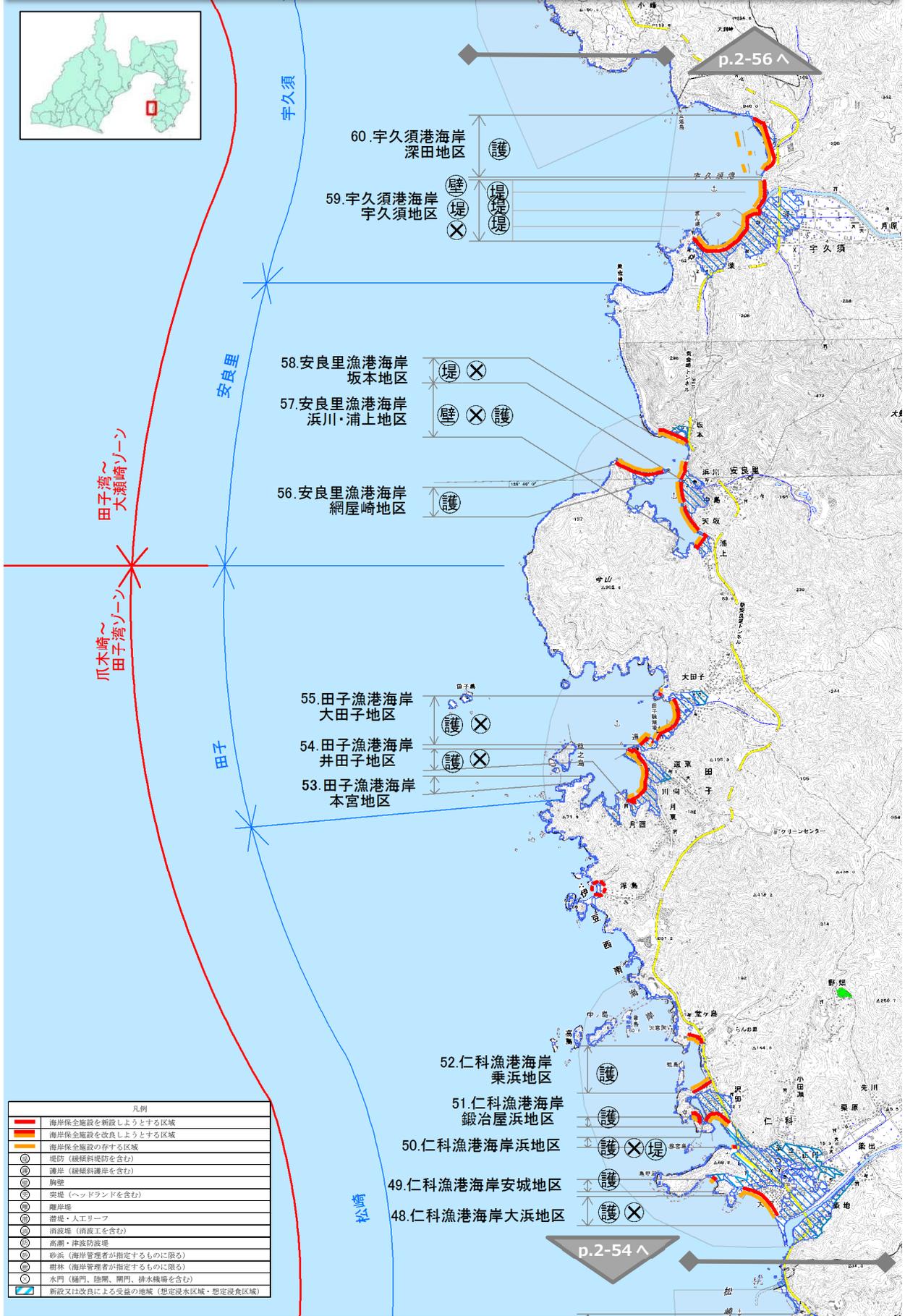
→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(爪木崎～田子湾ゾーン、田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No48～60)

11/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (橋脚斜堤防を含む)
	護岸 (橋脚斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	遊堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

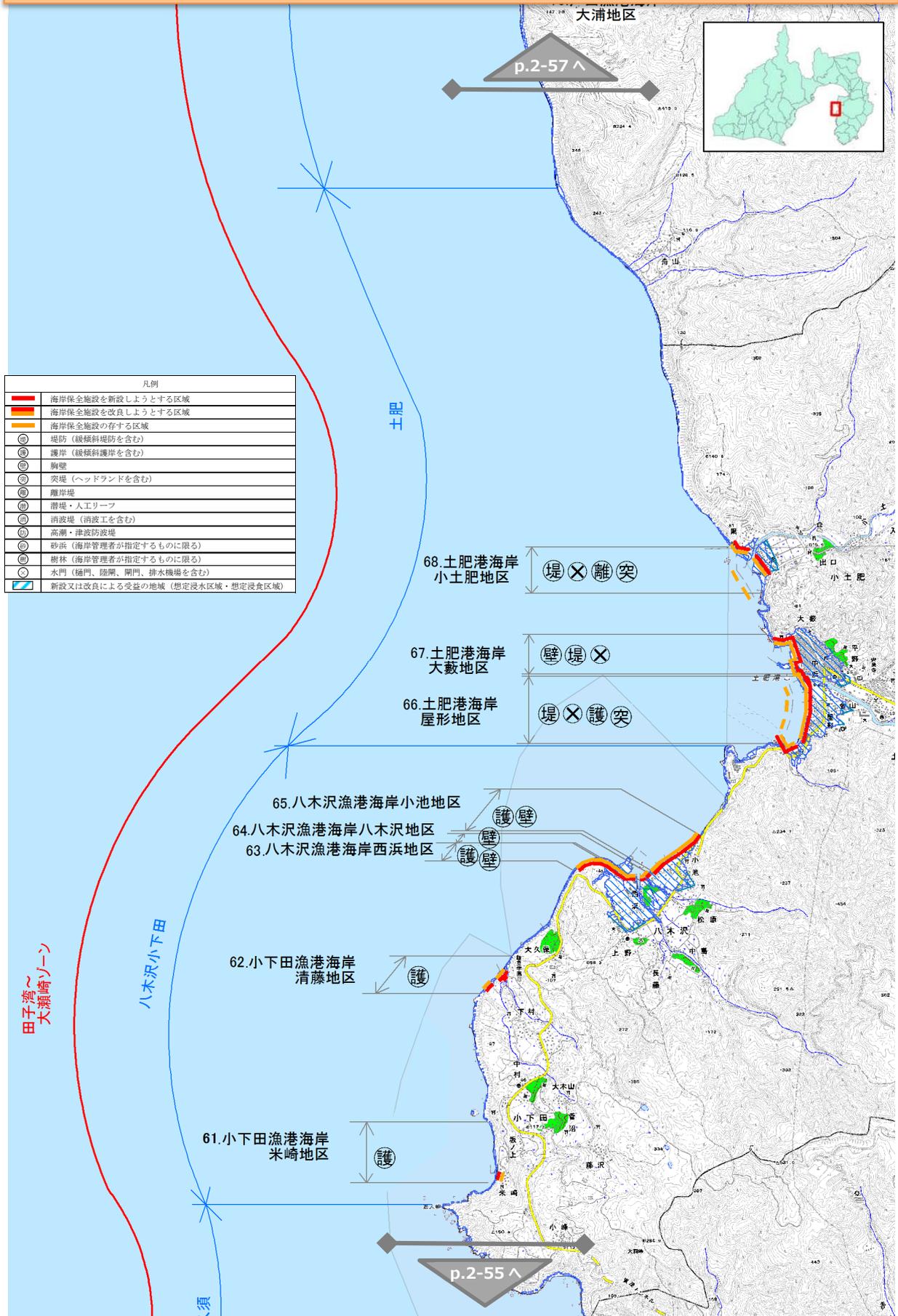
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 維持修繕図

(田子湾~大瀬崎ゾーン：海岸 No61~68)

12/13



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防護堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定浸食区域)

田子湾~大瀬崎ゾーン

八木沢小下田

61.小下田漁港海岸
米崎地区

62.小下田漁港海岸
清藤地区

63.八木沢漁港海岸西浜地区
64.八木沢漁港海岸八木沢地区

65.八木沢漁港海岸小池地区

66.土肥港海岸
屋形地区

67.土肥港海岸
大敷地区

68.土肥港海岸
小土肥地区

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

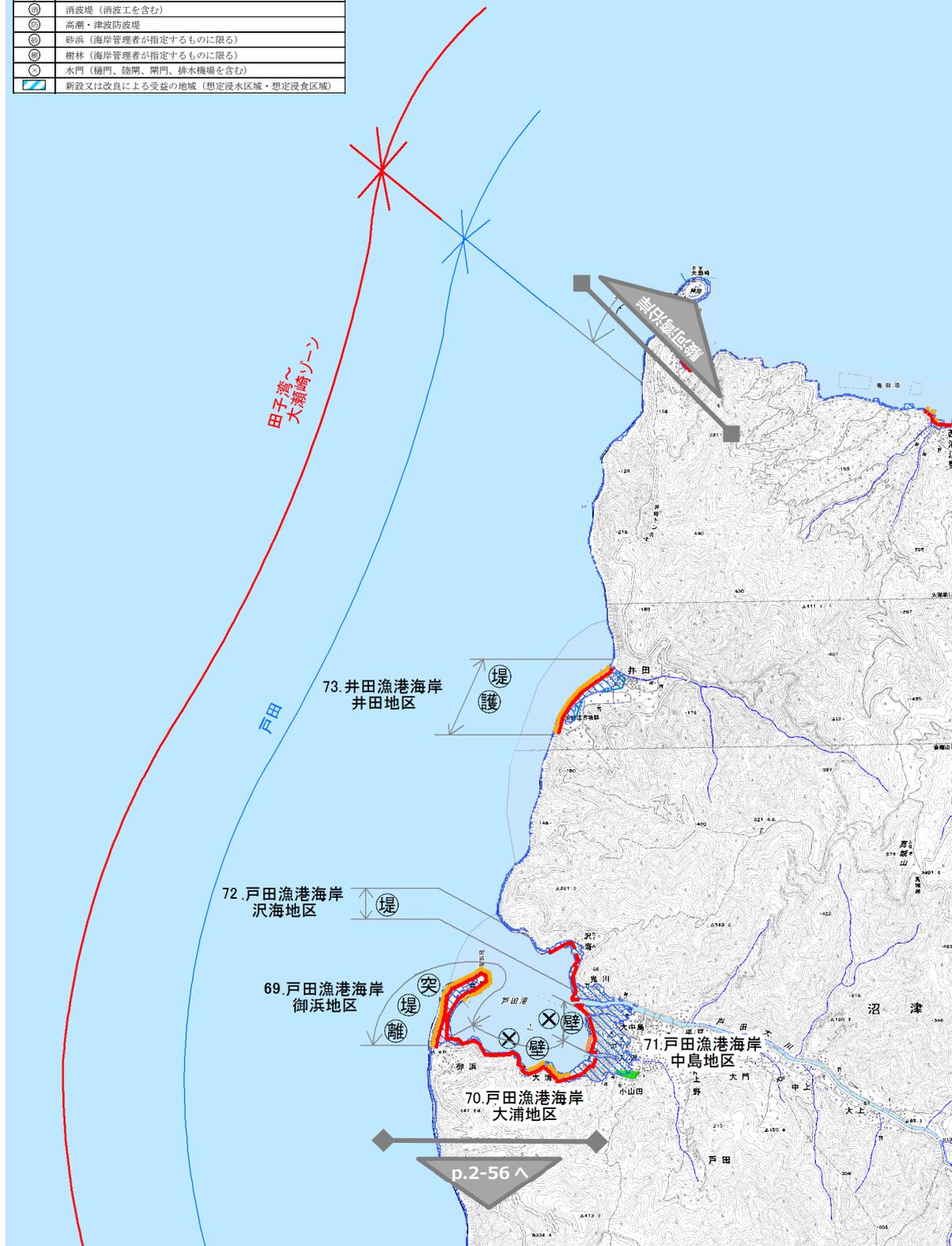


伊豆半島沿岸 維持修繕図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No69～79)

13/13

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）



→:ゾーンの起終点 - - :地域海岸の起終点



用語集

越波（えっぱ）

堤防や護岸の高さが波の打上げ高に比べ低いとき、打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

沿岸漂砂（えんがんひょうさ）

沿岸漂砂は、波、または沿岸流という海岸線に平行な流れなどによって生じる土砂の移動、もしくは移動する土砂のこと。海岸侵食・堆積に深く関わる。

海岸域（かいがんいき）

陸と海と相接する地帯を海岸といい、広義には浜から陸に向かってわずかの広さを有する地帯、狭義には陸地の傾斜が海に向かって急になった海岸崖部を指すが、一般的には、その範囲は明確になく、通常海岸線一帯を海の部分を含めて海岸あるいは沿岸と呼ぶことが多い。

海岸行政において、海岸延長を体系的には把握し、名称の統一を図るため、海岸を大・中・小・に分類している。大分類に格闘する海岸を沿岸、中部類を海岸、小部類を地区海岸という。

海岸工学において対象とする範囲は、内陸との境界から海岸線を超えて沖合数キロメートルまでの部分をいう。

海岸線は、一般には海と陸との境界をいうが、海岸工学上は波や潮汐などの作用が及ぶ限界、例えば、崖の根元などをいい、これらから陸側が海岸であり、この海側の砂又は礫（レキ）の部分を海幅の部分を含めて浜という。これに対し、海水面と海浜との境界線を汀線という。汀線は変形と潮位変化によって常に変動しているが、潮汐の高さにより干潮汀線及び満潮汀線と呼ばれている。

海岸保全区域（かいがんほぜんくいき）

公共海岸の内、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

海岸法に基づき指定された海岸保全区域内にある堤防、護岸、突堤その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいい、別に認定その他の手続きにより特定される措置はとられず、当該施設の設置者、管理者又は所有者の移管を問わない。主な海岸保全施設としては、海岸堤防、海岸護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、ヘッドランド等がある。

海食崖（かいしょくがい）

通常、侵食や風化作用に対しての抵抗力がある強い岩石によって形成されている。一般的に、海岸沿いにある崖の他にも山岳地帯にもあり、川に沿って存在するものもある。崖を形成する主な堆積岩は砂岩、石灰岩、チョークである。花崗岩や玄武岩などの火成岩もしばしば崖を形成する。海岸沿いにある崖は海食崖（かいしょくがい）で、波の侵食によってできる。

胸壁（きょうへき）

河川・海岸の堤防上、橋台の背面などに設けて、波浪などを防ぐ壁体。

計画高潮位（けいかくこうちょうい）

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

最大潮位偏差（さいだいちょういへんさ）

実際の潮位の推算潮位（潮位の予報値）からの最大偏差を最大潮位偏差という。ただし、推算潮位の中で、気象潮である年周潮成分の予測精度は悪いので、月平均潮位について観測値が推算値に一致するように各月の規準面を調節しておいてから、潮位偏差を計算するのが普通である。潮位偏差を起こす原因は種々あるが、気象擾乱によって起こされる高潮（たかしお）が、その代表的なものである。

朔望平均満潮位（さくぼうへいきんまんちょうい）

朔（新月）および望（満月）の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。

サンドバイパス

海岸に港などの構造物がつくられた場合、砂の流れ（漂砂）が港によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手にあたる港の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂がこなくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、港の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。

サンドリサイクル

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この工法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。

消波堤（しょうはてい）

消波堤は、汀線付近もしくは、これより陸側に設置し、背後の土砂等の流失抑制、消波又は波高減衰させること等により、汀線又は崖の後退を防止する構造物をいう。

人工リーフ（じんこうりーふ）

亜熱帯地方の海岸に見られるサンゴ礁（coral reef）の有する優れた波浪制御機能に着目したもので、沖合の海中に没する構造物を人工的に築造することにより波を消波させ海浜の安定化を図る。景観を損なうことがないので、海岸環境の保全、多様な海浜利用との調和が図れる。

侵食（しんしょく）

侵食とは汀線が後退したり、前浜の部分が減少あるいは消失したり、浜がけが削られ後退することをいう。

浸水（しんすい）

浸水は、水による災害、すなわち洪水や高潮などによって発生する水害。

高潮（たかしお）

一般に気圧低下による海水の吸上げと、風の吹き寄せ等による海水の堆積作用により海面が異常に上昇する現象をいう。

津波（つなみ）

地震による海底の地殻変動、海底火山の爆発などにより、海面が一時的に上昇、下降しこの海面変化が比較的波長の長い波となって海面を伝播する現象をいう。津波は浅海部では海底地形の影響などを受け、波高が急速に高くなり、陸上に達すると斜面に沿って這い上がる遡上現象を起こすことがある。

津波防災ステーション（つなみぼうさいすてーしょん）

発生した地震の情報、それによって引き起こされる津波の情報等を入手して、それらを有効に活用し、防災に役立てようとする考え方に基づいて設置された施設で、以下の二つの役割を果たしている。

- ①地震・津波情報等を、二十四時間リアルタイムで的確に収集するとともに、それらの情報を地域住民および海岸利用者へ提供する。
- ②各地区にある、水門・陸閘を、遠隔操作により、一元的に集中管理し、水門・陸閘の閉鎖を速やかに行い、沿岸域の浸水被害を防ぐ。

津波対策ハザードマップ（つなみたいさくはざーどまっぷ）

津波ハザードマップは、過去の津波などによる浸水実績等にもとづいて、津波災害時における被害を最小限度に食い止めることを目的とし、予想される浸水の程度や避難情報等の各種情報を示した地図であり、緊急時の避難に役立てるものである。

汀線（ていせん）

「海岸便覧、(社)全国海岸協会」他によれば「海面と海浜との交線をいい、満潮汀線、干潮汀線などがある」とされている。

海岸工学では、漂砂や侵食について論じる場合に用いられる事が多く、この場合、対象としている現象は”平均的な海浜の位置”を表現しており、上述した海面とは、”平均水面(M. S. L. =Mean Sea Level)”を指している。

T.P.（ていーぴー）

T.P.とは、東京湾平均海面（Tokyo Peil）の略で、全国の標高の基準となる海水面の高さである。東京湾中等潮位とも呼ばれる。実際の測定の基準点としては、日本水準原点が使われる。

突堤（とつてい）

主として沿岸漂砂が卓越する海岸において、汀線から直角方向に突き出して設けられた構造物で、沿岸漂砂を制御することによって海浜の安定化を図る。

根固消波工（ねがためしょうはこう）

波のうちあげ高、越波及びしぶき、波力、波圧、波の反射などを減少させる目的で、人為的に波のエネルギーを減殺し消波させるために、堤防又は護岸などの前面に設置された構造物をいう。

バリアフリー

高齢者・障害者等のハンディキャップをもった人々が、日常生活の中で気軽に海に近づき、身近に自然に触れることができるようにするため、スロープの設置による海岸へのアクセス等を確保すること。これに加え、遊歩道の設置やトイレ・休憩施設等の利便施設整備も積極的に検討することが望まれる。

波浪推算（はろうすいさん）

波浪推算とは、天気図をもとに海域の推定を行い、その結果に基づいて適切な推算法により、波浪の発生・発達・減衰を推算すること。

漂砂機構（ひょうさきこう）

波や沿岸に発生する流れなどによって生じる土砂移動のメカニズム。一般的には、海岸線に対して平衡に移動する沿岸漂砂と垂直に移動する岸沖漂砂の2つの成分に分けて整理される。

漂砂系（ひょうさけい）

漂砂の主な供給源は河川である。それゆえ、河川流域および漂砂の移動する沿岸域をまとめて「漂砂系」と呼称する。また、河川工学においては流砂という用語が用いられる。

ヘッドランド工法（へっどらんどこうほう）

天然の岬地形に囲まれた海岸が長期間に安定な砂浜を維持できる原理を応用するもので、平坦な海岸線の比較的長い海岸侵食にヘッドランド（人工岬）群を設置し、隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し、波浪エネルギーを分散させ、砂浜の安定化を図る。

保安林（ほあんりん）

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ポケットビーチ

二つの岬に挟まれた比較的安定した凹型をした海浜形状のこと。

養浜（ようひん）

海岸に砂などを人工的に供給し、海浜の造成を行うこと。

離岸堤（りがんてい）

汀線より沖の方へ離れてほぼ海岸線に平行に設ける堤状の構造物で、その効果は2つある。1つは、波を消す機能、あるいは波の勢いを弱める機能で陸上部への波の侵入を防ぐ効果がある。もう1つは、海岸の砂が沖に流出することを防ぎ、背後に砂をためる効果がある。しかし、海岸線近くに設置すると、景観上の阻害要因になる場合がある。

陸閘（りっこう）

堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能なように設けた門扉であり、高潮等の異常時には閉鎖し、堤防等と同様の防災機能を有する施設をいう。

潮位（潮位）

基準面から測った海面の高さ。

漂砂阻止構造物（ひょうさそしこうぞうぶつ）

沿岸漂砂が卓越する（年間またはある季節を通じて、どちらか一方に海浜砂が移動している）海岸において、漂砂による侵食被害を軽減させるために設置される施設（港湾・漁港の防波堤等の施設、突堤などの海岸保全施設、河口導流堤など）

水門（すいもん）

潮位の上昇や高い波から陸地を守るために河川や排水路を横切って設置される構造物。

護岸（ごがん）

基本的に陸域を高波・高潮・津波から守るための施設。